

平成 23 年度版

武蔵野市の環境保全

—環境施策に関する年次報告書—

武 蔵 野 市

平成
23
年度版

武蔵野市の環境保全
― 環境施策に関する年次報告書 ―

武蔵野市

平成 23 年度版 武蔵野市の環境保全 目次

I. 武蔵野市環境基本条例

1. 武蔵野市環境基本条例の制定	1
2. 武蔵野市環境基本条例の考え方	1
武蔵野市環境基本条例	2
武蔵野市公害防止に関する条例	4

II. 武蔵野市環境基本計画

1. 武蔵野市環境基本計画の策定	6
2. 第三期武蔵野市環境基本計画	6

III. 武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画

1. 基本的事項	8
2. 温室効果ガス排出量の目標値	8
3. 平成 23 年度温室効果ガス排出量	9

IV. 環境マネジメントシステムと ISO14001

1. 環境マネジメントシステム	10
2. ISO14001	10

V. 環境マネジメントシステムによる環境保全の取組

1. 武蔵野市環境方針	11
2. 環境保全の取組	12
3. 環境目的・環境目標	17
4. 環境保全に関する事業	18
1 市民一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、よりよい環境を作り上げるための取組	18
2 環境にやさしい暮らし方への転換を目指すための取組	26
3 生物多様性の保全・再生・創出	37
4 ひとと環境にやさしい道路・交通環境への転換	42
5 環境に配慮した美しいまちづくりの推進	45
6 安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進	50
7 公共施設における創エネ・省エネ・省資源の推進	73
8 公共施設の建築・工事における環境配慮	76
5. 環境負荷項目に関する取組	77
(1) 電気の使用	77
(2) 紙の使用	77
(3) 廃棄物等の排出	78
(4) ガソリンの使用	78
(5) 軽油の使用	78
(6) 灯油の使用	79
(7) ガスの使用	79
(8) 自動車の天然ガスの使用	79
(9) 排水の排出	80
(10) 排気ガスの排出	80
(11) 騒音振動の発生	81
6. 環境マネジメントシステム監査	82
7. マネジメントレビュー	84

VI. 所管課別の環境施策

I. 武蔵野市環境基本条例

1. 武蔵野市環境基本条例の制定

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の環境問題は、電気・ガスの使用、ごみの排出、自動車の走行等、私たちの暮らしに深く関わっています。多種多様な環境問題に対応するためには、従来よりも幅広い対策が必要であり、行政としても環境施策の新たな枠組みづくりが求められてきました。

このため、市では平成9年度に「武蔵野市の環境施策に関する市民会議」を設置し、今後の環境施策の方向性について検討をお願いし、「武蔵野市の環境施策のあり方と環境行政の基本となる指針について」の答申を受けました。この答申をもとに、平成11年3月、武蔵野市環境基本条例を制定しました。

2. 武蔵野市環境基本条例の考え方

(1) 消費型都市、武蔵野市の責任の明確化

武蔵野市に暮らす私たちは、資源や食糧等の確保、廃棄物・排水等の処理を、武蔵野市以外の地域、国に依存しています。そのため、環境の保全に対してより一層重い責任を負うべきことを明確にしました。

(2) 市、事業者、市民の三者の責務と協働

環境の保全を進めていくため、市・事業者・市民というそれぞれの主体が、それぞれの立場・役割に応じた責任を果たすとともに、三者が協働して取り組んでいくことの重要性を掲げました。

(3) 環境基本計画の策定と進行管理

環境基本条例に定める方向性を施策として具体化するため、環境基本計画の策定を義務づけました。環境基本計画を実施するにあたっては、市民・事業者の意見を反映すること、施策に関する年次報告書を作成すること等、進行管理のシステムづくりを行うことも定めています。

(4) 環境市民会議の設置

市民・事業者・学識経験者・市で構成する「武蔵野市環境市民会議」を設置し、環境基本計画に関する事項や、その進捗状況等について審議することとしました。

武蔵野市環境基本条例

平成 11 年 3 月 19 日

条 例 第 9 号

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源、エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

(市、事業者及び市民の責務)

第3条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。
- (2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。
- (3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。
- (5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。

- (6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。
- (7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移動手段の整備及び利用を推進すること。
- (8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮を推進すること。
- (9) 良好な景観を確保するとともに、歴史的文化的遺産の保全を推進すること。
- (10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。
- (11) 地球環境の保全を推進すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

(環境基本計画)

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項に定める基本構想を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。
2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第14条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。
2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。
(1) 環境基本計画に関すること。
(2) 年次報告書に関すること。
(3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。
3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

武蔵野市公害防止に関する条例

昭和 46 年 3 月 20 日
条 例 第 1 号

近代文明の所産である公害は、いまや、自然及び人類を侵しつつあり、その及ぼすところは地域的国家的問題にとどまらず地球全体の問題になりつつある。

本市は、武蔵野の自然と良好な生活環境のもとでの健康で安全かつ快適な市民生活を指向して発展を続けてきたが、近年、公害等の発生によりしだいにその特徴を喪失しようとしている。

武蔵野市は、さきに、市議会において、市民の健康と福祉を守る責任感に徹し、率先して公害排除に努めることを宣言した。

ここに、われわれ武蔵野市民は、総力をあげて、武蔵野の自然を破壊し、健康で安全かつ快適な生活を妨げるすべての公害を防止する姿勢を明らかにするとともに、良好な生活環境を保全することを目的としてこの条例を制定する。

(定義)

第 1 条 この条例における「公害」とは、事業活動その他人為に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭等によって、人の生命及び健康がそこなわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(市長の責務)

第 2 条 市長は、その行政施策に基づき公害の防止並びに良好な生活環境の保全を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に努めなければならない。

(調査の実施)

第 3 条 市長は、公害の状況を適確にはあくし、防止措置を講ずるため、公害の発生源、発生原因及び発生状況その他の公害に関する事項について、必要な測定、調査等を行なわなければならない。

(公開の義務)

第 4 条 市長は、前条の規定による測定、調査等の結果を公表しなければならない。

2 測定、調査等の結果法令の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その者についても、これを明らかにしなければならない。

(規制の措置)

第 5 条 市長は、法令の定めるところにより、公害の発生者に対し必要な規制措置を講ずるものとし、法令に定めのないものについても、公害を防止するための指導を行なわなければならない。

(都市施設等の整備)

第 6 条 市長は、公害を防止するため都市施設を整備するとともに、その他あき地の管理の適正化並びに工場その他の公害を発生させるおそれのある施設の整備等の促進を図らなければならない。

(企業への助成)

第 7 条 市長は、小規模企業者が公害の防止のために行なう施設の整備等について必要な金融上の助成措置等を講ずるよう努めなければならない。

(公害監視連絡員)

第 8 条 市長は、公害の発生源、発生原因及び発生状況等をはあくするため、公害監視連絡員を設けることができる。

2 公害監視連絡員の職務は、市長が別に定める。

(事業者の責務)

第 9 条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市長の実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 10 条 市民は、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(施設等の管理)

第 11 条 市民は、その所有又は管理に属する土地その他の施設等について、常に適正な管理を行ない、地域の生活環境の保全に資するよう努めなければならない。

(協力義務)

第 12 条 市民は、公害の発生源、発生原因及び発生状況に注意し、市長が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(規制基準の遵守)

第 13 条 事業者は、その事業活動により、法令で定める規制基準をこえる公害を発生させてはならない。

2 事業者は、法令において規制基準の定めのないものについても、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのないよう努めなければならない。

(ばいじん及びダイオキシン類の抑制)

第 14 条 法令に定めのない小型の廃棄物焼却炉を設置している者は、ばいじん及びダイオキシン類の排出の抑制のため、できる限り使用しないよう努めるとともに、焼却にあたっては廃棄物を分別するなど、周辺の大気環境に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(工場等の設置の条件)

第 15 条 工場、事業所又は建築物その他の施設等（以下「工場等」という。）を設置しようとする者は、工場等の敷地の周囲における良好な生活環境をそこなうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、工場等の設置により周囲における良好な生活環境がそこなわれるおそれがあると思われる場合においては、その原因の除去、又は減少するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自動車等の排出ガス低減の促進)

第 16 条 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等から発生する排出ガスの低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

(立入検査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、公害発生に関係のある場所に立入り、帳簿書類、機械設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行なわせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(報告の徴取)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第 19 条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 11 年 3 月 19 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ. 武蔵野市環境基本計画

1. 武蔵野市環境基本計画の策定

環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、武蔵野市環境基本条例に掲げる基本理念を実現するため、武蔵野市環境基本計画を策定しています。

策定の経緯

平成 11 年 12 月	武蔵野市環境基本計画を策定
平成 18 年 4 月	第二期武蔵野市環境基本計画を策定
平成 20 年 11 月	第二期武蔵野市環境基本計画を改訂
平成 23 年 4 月	第三期武蔵野市環境基本計画を策定

2. 第三期武蔵野市環境基本計画

(1) 計画の位置づけ

- ・環境基本法に基づき、武蔵野市の自然・社会条件に応じた環境の保全に関する施策を示しています。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に定める地方公共団体実行計画（区域施策編）として、武蔵野市の温室効果ガスの排出を抑制する施策を定めています。
- ・武蔵野市基本構想・長期計画に定める環境施策の実行計画として、各施策を環境面から補完しています。
- ・武蔵野市環境基本条例に基づく環境基本計画として、条例が示す理念や方向性を、関連諸計画に示しています。

(2) 計画の期間

2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間

(3) 武蔵野市のめざす環境像

みんなでめざそう・エコシティむさしの

市民がつくる 持続可能な 自然の営みを活かす 安全・安心で健康に生活できるまち

①地球温暖化防止のために、市域の温室効果ガス排出量の大幅な削減を目指します

＜武蔵野市域の温室効果ガス排出量の削減目標＞

長期目標 2050（平成 62）年度までに、60～80%削減します。

中期目標 2020（平成 32）年度までに、25%削減します。

短期目標 2015（平成 17）年度までに、11%削減します。

※いずれも、1990（平成 2）年度比

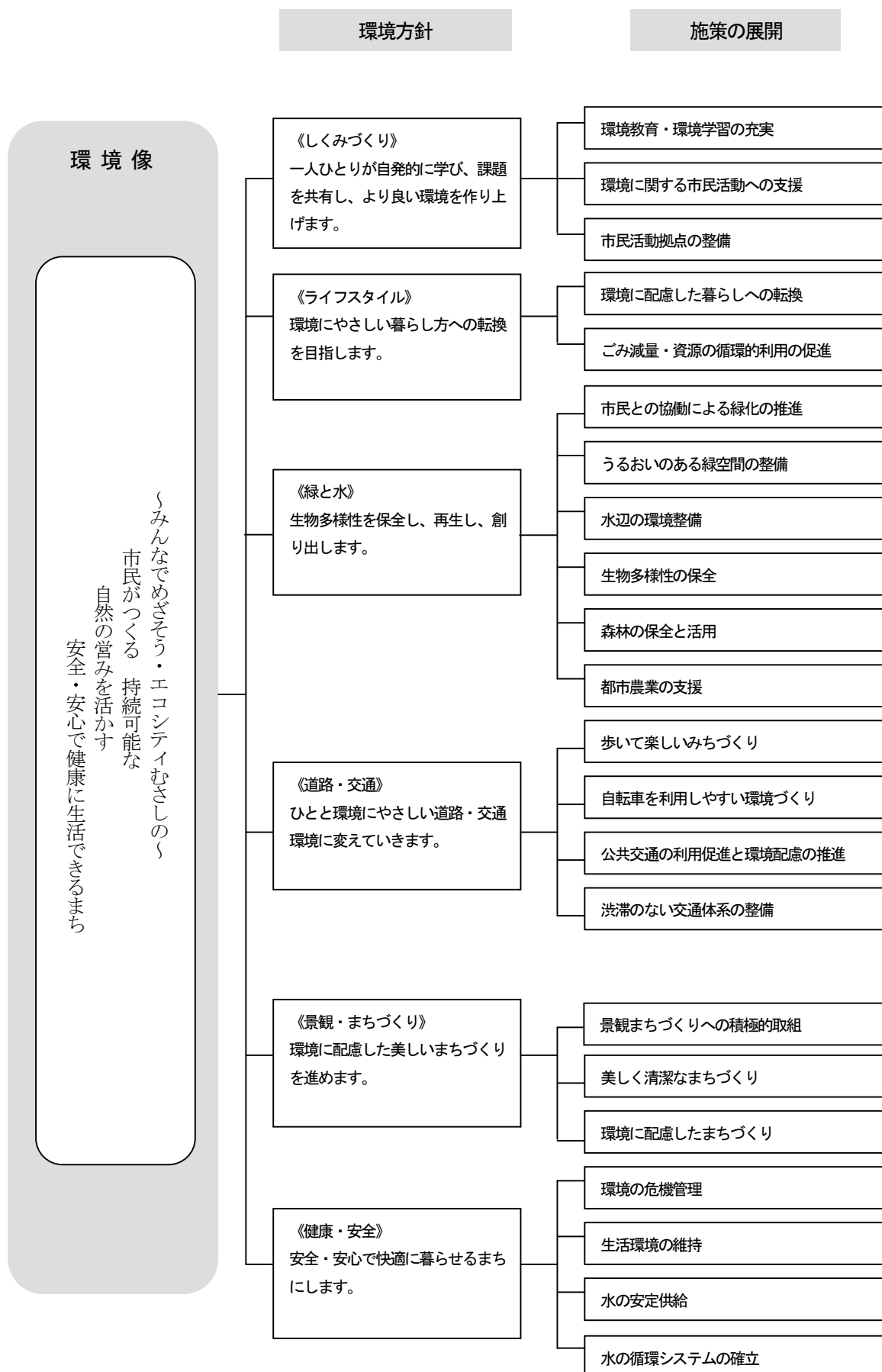
②生物多様性の保全に配慮した生活・暮らしを営み、武蔵野市の自然を守り、育てます

＜武蔵野市における生物多様性保全に向けた目標＞

長期目標 2050（平成 62）年度までに、武蔵野市らしい自然を保全・創出します。

中期目標 2020（平成 32）年度までに、生物多様性保全に配慮した暮らしへの転換を図ります。

第三期武蔵野市環境基本計画の体系



Ⅲ 武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」)」に基づき、市が行う事務事業等から発生する温室効果ガスの発生量を抑制し、地球温暖化防止を図ることを目的として、平成 15 年 3 月、武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画(以下、「実行計画」)を制定しました。

その後、第二期武蔵野市環境基本計画の改訂に伴い、平成 20 年 12 月、実行計画の改訂を行いました。

(2) 計画の位置付け

地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）

(3) 計画の期間

2009（平成 21）年度から 2012（平成 24）年までの 4 年間

(4) 計画の範囲

武蔵野市環境マネジメントシステムの範囲

(5) 対象とする温室効果ガス

- ・二酸化炭素（CO₂）
- ・メタン（CH₄）
- ・一酸化二窒素（N₂O）
- ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）

(6) 温室効果ガス排出量の算定方法

排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第三条(最終改正 平成 22 年 3 月 3 日)の算定方法による

2. 温室効果ガス排出量の目標値

	平成 17 年度実績 (基準年度)	平成 24 年度	
		目標値	削減率
温室効果ガス総排出量	22, 548, 870 kg-CO ₂	22, 033, 585 kg-CO ₂	2. 29%
エネルギー（※）の使用 による CO ₂ 排出量	9, 634, 886 kg-CO ₂	9, 119, 601 kg-CO ₂	5. 35%

※ガソリン、灯油、軽油、重油、都市ガス、圧縮天然ガス、電気

3. 平成 23 年度温室効果ガス排出量

(1) 平成 23 年度武蔵野市役所温室効果ガス排出量

温室効果ガス	原因		使用量 焼却量	排出 係数	排出量 (kg-CO2・ CH4・N2O・ HFC)	地球 温暖 化係 数	平成 23 年度		平成 17 年度 (基準年度) 温室効果ガス 排出量 (kg-CO2)	平成 17 年度 (基 準年度) 比 (%)	
							温室効果ガス 排出量 (kg-CO2)	構成比 (%)			
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギーの使用	ガソリン	44,594 (ℓ)	2.32	103,458	1	103,458	0.442	125,473	-17.55	
		灯油	6,169 (ℓ)	2.49	15,361	1	15,361	0.066	12,714	20.82	
		軽油	2,909 (ℓ)	2.58	7,505	1	7,505	0.032	36,934	-79.68	
		重油	2,763 (ℓ)	2.71	7,488	1	7,488	0.032	8,144	-8.06	
		都市ガス	447,691 (m ³)	2.23	998,351	1	998,351	4.270	1,350,150	-26.06	
		圧縮天然 ガス	10,087 (m ³)	2.23	22,494	1	22,494	0.096	—	—	
		電気	18,165,811 (kWh)	0.374	6,794,013	1	6,794,013	29.058	8,101,471	-16.14	
	計				7,948,670	1	7,948,670	33.996	9,634,886	-17.50	
	廃プラ焼却 (合成繊維)		904 (t)	2.288	2,068,951	1	2,068,951	8.849	12,338,720	20.44	
	廃プラ焼却 (合成繊維を除く)		4,626 (t)	2.765	12,791,885	1	12,791,885	54.711			
計					22,809,506	1	22,809,506	97.556	21,973,606	3.80	
メタン (CH ₄)	ガソリン・圧縮天然 ガス・ディーゼル自 動車の走行、廃棄物 の焼却					45	21	937	0.004	442	111.99
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン・圧縮天然 ガス・ディーゼル自 動車の走行、廃棄物 の焼却					1,834	310	568,645	2.432	571,547	-0.51
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用					1	1,300	1,781	0.008	3,276	-45.63
合計							23,380,870	100	22,548,870	3.69	

※算定の対象は、環境マネジメントシステム (ISO14001) の対象施設

※使用量・焼却量に排出係数を乗じ、各温室効果ガスの排出量を算出。さらに、地球温暖化係数を乗じ、温室効果ガスの総排出量を算出する。

※平成 17 年度電気の排出係数…0.387

(2) 評価

・エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出量

平成 17 年度と比較すると 17.5%減少し、昨年度 (平成 22 年度) [8,246,719kg-CO₂] と比較しても 3.61%減少しました。

・全体の温室効果ガス排出量

平成 17 年度と比較すると 3.69%増加し、昨年度 (平成 22 年度) [23,867,801kg-CO₂] と比較すると 2.04%減少しました。

平成 17 年度よりも増加した大きな要因は、廃プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素の増加です。廃プラスチックの焼却量の算出方法が、平成 17 年度と平成 23 年度とで異なるため、仮に、平成 17 年度の焼却量を、平成 22 年度と同じ算出方法で出すと、6,376t となり、平成 17 年度の二酸化炭素排出量 (廃プラスチック焼却) は、17,132,000kg-CO₂ となります。この値を使い、平成 17 年度の全体の温室効果ガス排出量を出すと、27,342,151kg-CO₂ となり、平成 23 年度の排出量 [23,380,870 kg-CO₂] は平成 17 年度比 14.49%減となります。

IV. 環境マネジメントシステムとISO14001

1. 環境マネジメントシステム

(1) 環境マネジメントシステムの意義・目的

環境マネジメントシステムは、「計画（PLAN）→実施（DO）→点検（CHECK）→見直し（ACTION）」という過程で構成するサイクルを継続することによって、環境の保全に自主的に取り組んでいくための、業務の管理システムです。

武蔵野市は、環境基本条例や環境基本計画に基づく環境施策を推進し、市の活動に伴い発生する環境への負荷を低減するため、環境マネジメントシステムを構築し、取り組んでいます。

環境マネジメントシステムの意義

①環境保全に寄与する

環境基本条例や環境基本計画に基づく活動を、継続的かつ総合的に実施することによって、環境負荷の低減を図り、環境と共生する都市の構築を目指します。

②環境施策に関する説明責任を果たす

明確な環境目的及び目標を設定し、その達成状況について定期的に点検を行い、これらの情報を積極的に公表することで、環境施策に関する説明責任を果たします。

③効率的な行政運営を実現する

環境マネジメントシステムに基づき、環境施策を確実に進行管理することで、行政運営をより効率的に行います。

④環境保全を率先して実行する

地域や地球全体の環境保全を率先して実行し、環境問題に対する積極的な姿勢を示します。

2. ISO14001

(1) ISO14001の意義

ISO14001は、ISO（国際標準化機構）が定めた、環境マネジメントシステムの国際的な規格です。この規格には、環境マネジメントシステムが満たすべき要素が規定されており、規格に従うことにより、国際的に認められた効果的な環境マネジメントを実施することができます。

(2) ISO14001の認証登録

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用を確実にするために、第三者機関による定期的な審査を受けています。

武蔵野市は、㈱日本環境認証機構（JACO）による審査を受け、平成12年3月28日付けで認証登録されました。また、平成23年度に更新審査を受け、向こう3年間の認証登録が認められています。

(3) 環境目的・環境目標

次の2つの到達点を設定し、マネジメントを行っています。

- ・環境目的…概ね3年間を目途とする、中期的な到達点
- ・環境目標…環境目的を達成するために、毎年度設定するその年度の到達点

(4) 認証登録の範囲

市役所本庁舎／市政センター（3か所）／歴史資料館開設準備担当／消費生活センター／クリーンセンター
障害者福祉センター／保健センター／桜堤児童館／市立保育園（7園）／武蔵境開発事務所
吉祥寺まちづくり事務所／水道部庁舎／浄水場（2か所）／市立小・中学校（18校）／境幼稚園／市民会館
中央図書館／吉祥寺図書館

V. 環境マネジメントシステムによる環境保全の取組

1. 武蔵野市環境方針

武蔵野市環境方針は、市が環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境の保全に取り組むための基本的な考え方です。

武 蔵 野 市 環 境 方 針

< 基 本 理 念 >

私たちが受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくためには、物質的な豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会を築いていかなければなりません。とりわけ、武蔵野市は、日々必要とする資源、エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄、処理を他の地域や国々に依存しています。

これらのことを深く認識し、あらゆる施策の基底に環境への配慮を置き、市民や事業者と協働して環境保全活動を推進することにより、持続的発展が可能な都市の構築を目指します。

< 基 本 方 針 >

- 1 武蔵野市はすべての事業活動において関係法令を遵守し、環境汚染の予防を徹底します。
- 2 武蔵野市はすべての事業活動において省エネ・省資源・ごみの発生抑制に努めます。
- 3 武蔵野市は組織全体で環境保全活動の継続的な改善を図っていきます。
- 4 武蔵野市は環境基本計画に定められた市の役割に基づき、以下の施策を推進します。
 - i) 市民が自発的に活動できる基盤を整備し、環境を考え、自ら行動することを支援します。
 - ii) 環境にやさしい暮らし方を提案します。
 - iii) 自然環境を守り、再生し、創り出します。
 - iv) 環境負荷の少ない交通体系に変えていきます。
 - v) 環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。
 - vi) 安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

以上、ここに公表いたします。

平成 18 年 4 月 29 日

武蔵野市環境管理総括者 武蔵野市長 邑上 守正

2. 環境保全の取組

市は、環境保全に関する様々な取組を行っています。

武蔵野市環境基本条例第4条に定める基本的施策及び武蔵野市環境基本計画に基づき実施し、環境マネジメントシステムで進行管理を行っています。

(注釈)

No.・・・「4. 環境保全に関する事業」の見出し番号

目標管理・・・目的・目標を設定し、進行管理する事業

維持管理・・・目標管理をしない事業

1 市民一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、より良い環境を作り上げるための取組

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
①環境教育・環境学習の実	地域生活環境指標による環境情報の提供	企画政策室	企画調整課		●	1-1
	市報等による環境情報の提供	企画政策室	広報課		●	1-2
	環境情報コーナーの設置	環境生活部	生活経済課 (消費生活センター)		●	1-3
	武蔵野市の環境保全（年次報告書）	環境生活部	環境政策課		●	1-4
	環境報告書（クリーンセンター）	環境生活部	クリーンセンター		●	1-5
	副読本「ごみトコトン減らし読本」	環境生活部	ごみ総合対策課		●	1-6
	セカンドスクール・プレセカンドスクール	教育部	指導課		●	1-7
	小中学校における環境学習の実施	教育部	指導課		●	1-8
	クリーンセンター施設見学	環境生活部	クリーンセンター		●	1-9
	親子棚田米作り体験事業	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-10
	鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-11
	遠野市家族ふれあい自然体験事業	教育部	生涯学習スポーツ課		●	1-12
	講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発	環境生活部	ごみ総合対策課		●	1-13
	むさしのジャンボリー	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-14
	「家族で楽しむ！二俣尾自然体験」事業	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-15
	森林体験教室	教育部	生涯学習スポーツ課		●	1-16
	クリーンセンター環境講座	環境生活部	クリーンセンター		●	1-17
	ハバロフスク市との青少年交流事業	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-18
	むさしの環境フェスタ	環境生活部	環境政策課・ごみ総合対策課・クリーンセンター		●	1-19
	クリーンセンター環境図書コーナー	環境生活部	環境政策課		●	1-20
②環境に関する市民活動への支援	環境まちづくり協働事業	環境生活部	環境政策課		●	1-21
	マイクロバスの運行	企画政策室	市民協働推進課		●	1-22
	環境美化推進員活動の推進	環境生活部	ごみ総合対策課		●	1-23
	クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業	環境生活部	ごみ総合対策課		●	1-24
	子ども自然体験指導者講習会	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-25
	中学生・高校生リーダー講習会	子ども家庭部	児童青少年課		●	1-26

2 環境にやさしい暮らし方への転換を目指すための取組

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
①環境に配慮した暮らしへの転換	環境展・打ち水大作戦等による環境意識の啓発	環境生活部	環境政策課		●	2-1
	住宅用太陽光発電設備・高効率給湯設備の導入促進	環境生活部	環境政策課	●		2-2
	エコライフ体験機器の貸出	都市整備部	住宅対策課		●	2-3
	雨水貯留槽購入助成制度	都市整備部	住宅対策課			2-4
	節水の広報	水道部	総務課		●	2-5
	グリーンコンシューマー育成事業	環境生活部	生活経済課（消費生活センター）		●	2-6
	消費生活展（くらしフェスタ）	環境生活部	生活経済課（消費生活センター）		●	2-7
	グリーン購入の推進	環境生活部	環境政策課		●	2-8
	グリーンパートナー事業	環境生活部	環境政策課	●		2-9
	事業所向け省エネルギー診断	環境生活部	環境政策課	●		2-10
	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	環境生活部	環境政策課	●		2-11
	庁用車への低公害車の導入の推進	財務部	管財課		●	2-12
	一般廃棄物処理量の監視	環境生活部	ごみ総合対策課	●		2-13
	ごみの排出状況の監視・指導	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-14
②ごみ減量・資源の循環的利用の促進	放置自転車のリサイクル	都市整備部	交通対策課		●	2-15
	機密文書のリサイクルの推進	総務部	総務課		●	2-16
	除籍資料リサイクルコーナーの設置	教育部	図書館		●	2-17
	図書交流センター	教育部	図書館		●	2-18
	啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-19
	ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-20
	廃棄物の多量排出事業者への指導	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-21
	ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰制度	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-22
	資源回収団体や事業者への補助金交付	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-23
	フリーマーケット	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-24
	剪定枝葉の堆肥化	環境生活部	ごみ総合対策課	●		2-25
	市の施設における生ごみ堆肥化	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-26
	桜堤団地の生ごみ堆肥化	環境生活部	ごみ総合対策課		●	2-27
	青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組	環境生活部	生活経済課（消費生活センター）		●	2-28

3 生物多様性の保全・再生・創出

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
①市民との協働による緑化の推進	保存樹林・保存樹木・保存生垣制度	都市整備部	緑化環境センター	●		3-1
	市民参加による緑のまちづくりの推進	都市整備部	緑化環境センター		●	3-2
	地域の緑を保全する意識の醸成	都市整備部	緑化環境センター		●	3-3
②うるおいのある緑空間の整備	接道部緑化の推進	都市整備部	緑化環境センター	●		3-4
	緑化に関する指導要綱の推進	都市整備部	緑化環境センター		●	3-5
	学校緑化の支援	教育部	教育企画課		●	3-6
	借地公園、環境緑地の整備促進	都市整備部	緑化環境センター		●	3-7
	住区基幹公園、都市基幹公園の整備	都市整備部	緑化環境センター	●		3-8
③水辺の環境整備	玉川上水及び千川上水の水質調査	環境生活部	環境政策課		●	3-9
	水際の環境整備	都市整備部	緑化環境センター		●	3-10
④生物多様性の保全	生物多様性関連事業	環境生活部	環境政策課		●	3-11
⑤森林の保全と活用	森林整備等の実施	都市整備部	緑化環境センター	●		3-12
⑥都市農業の支援	農地保全制度	環境生活部	生活経済課		●	3-13
	環境保全型農業資器材購入補助制度	環境生活部	生活経済課		●	3-14

4 ひとと環境にやさしい道路・交通環境への転換

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
①歩いて楽しいみちづくり	生活道路の整備	都市整備部	道路課		●	4-1
②自転車を利用しやすい環境づくり	自転車駐輪対策	都市整備部	交通対策課		●	4-2
	放置自転車の撤去	都市整備部	交通対策課		●	4-3
③公共交通の利用促進と環境配慮の推進	ムーバス等公共交通機関の利用促進	都市整備部	交通対策課		●	4-4
	パーク・アンド・バスライドシステム	都市整備部	交通対策課		●	4-5
④渋滞のない交通体系の整備	駐車場案内・誘導システム	都市整備部	交通対策課		●	4-6

5 環境に配慮した美しいまちづくりの推進

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
①景観まちづくりへの積極的取組	電線類地中化の推進	都市整備部	道路課		●	5-1
	違反屋外広告物の処理	環境生活部	環境政策課		●	5-2
	都市計画道路整備の推進	都市整備部	まちづくり推進課		●	5-3
②美しく清潔なまちづくり	三駅周辺清掃の実施	環境生活部	ごみ総合対策課		●	5-4
	市内一斉清掃の実施	環境生活部	ごみ総合対策課		●	5-5
	舗装の補修	都市整備部	道路課	●		5-6
	狭あい道路拡幅整備	都市整備部	道路課		●	5-7
	遮熱性舗装の整備	都市整備部	道路課	●		5-8
	公共用地取得後の適正管理	都市整備部	用地課		●	5-9
	宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導	都市整備部	まちづくり推進課		●	5-10
③環境に配慮したまちづくり	大規模団地建替えに伴う環境整備の促進	都市整備部	住宅対策課		●	5-11
	既存住宅の耐震性能向上による耐用年数の延伸	都市整備部	住宅対策課		●	5-12
	空地の適正管理	環境生活部	環境政策課		●	5-13

6 安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
①環境の危機管理	工場、建設工事現場の公害防止	環境生活部	環境政策課		●	6-1
	市内の大気環境測定	環境生活部	環境政策課		●	6-2
	アルカリろ紙による窒素酸化物調査	環境生活部	環境政策課		●	6-3
	簡易カプセルによる二酸化窒素調査	環境生活部	環境政策課		●	6-4
	交差点環境調査	環境生活部	環境政策課		●	6-5
	道路交通騒音・振動調査	環境生活部	環境政策課		●	6-6
	地下水汚染調査	環境生活部	環境政策課		●	6-7
	有機塩素系溶剤使用事業者の実態調査	環境生活部	環境政策課		●	6-8
	市の酸性雨の状況の把握	環境生活部	環境政策課		●	6-9
②生活環境の維持	公害苦情処理	環境生活部	環境政策課		●	6-10
	スズメバチ等の駆除	環境生活部	環境政策課		●	6-11
③水の安定供給	直結給水の推進	水道部	工務課		●	6-12
	揚水量の確保	水道部	工務課		●	6-13
	耐震管網の整備	水道部	工務課		●	6-14
	漏水防止対策の実施	水道部	工務課		●	6-15
	森林整備等の実施	水道部	総務課	●		6-16
④水の循環システムの確立	透水性舗装の整備	都市整備部	道路課	●		6-17
	雨水浸透施設の設置	都市整備部	下水道課	●		6-18

7 公共施設における創エネ・省エネ・省資源の推進

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
公共施設における創エネ・省エネ・省資源の推進	庁舎における省エネルギー・省資源の取組	財務部	管財課		●	7-1
	電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減	子ども家庭部 教育部	児童青少年課 生涯学習スポーツ課		● ●	7-2
	公共施設への太陽光発電システムの率先導入	環境生活部	環境政策課		●	7-3
	太陽光発電システム	環境生活部	環境政策課		●	7-4
	燃料電池コージェネレーションシステム	環境生活部	環境政策課		●	7-5
	公立保育園における「涼」環境	子ども家庭部	保育課		●	7-6
	焼却廃熱の利用	環境生活部	クリーンセンター		●	7-7

8 公共施設の建築・工事における環境配慮

	事業	主管課（施設）		目標管理	維持管理	No.
公共施設の建築・工事における環境配慮		財務部 都市整備部	施設課 道路課 交通対策課 緑化環境センター 下水道課		●	8-1

3. 環境目的・環境目標

「2. 環境保全の取組」に挙げた事業の中で、目標を設定し管理することが適当なものについては、環境目的・環境目標を設定しています。

環境目的…武蔵野市環境基本計画の計画期間を目途とする中期的な到達点

環境目標…環境目的を達成するために、毎年度設定する当該年度の到達点

平成 23 年度 環境目的・環境目標

環境目的	環境目標 (平成 23 年度)	No.	担当部門
環境にやさしい暮らし方への 転換を目指します (環境基本計画 環境方針 2)	住宅の省エネ化促進	太陽光利用設備助成：合計236.25kW 高効率給湯設備助成件数：320件	2-2 環境政策課
	グリーンパートナー事業者の拡大	I ステップ参加事業者数：220件 II ステップ参加事業者数：20件	2-9 環境政策課
	事業所向け省エネルギー診断の実施	省エネルギー診断実施件数：10件	2-10 環境政策課
	省エネルギー設備導入資金の融資あっせん	融資あっせん件数：2件	2-11 環境政策課
	ごみ減量・ごみ再資源化の推進	ごみ発生量を平成18年度の水準から3.8%以上削減する。ごみ総資源化率を34.2%以上にする。	2-13 ごみ総合対策課
	剪定枝葉の堆肥化	387トンの剪定枝葉を資源化する。	2-25 ごみ総合対策課
生物多様性を保全し、再生し、 創り出します (環境基本計画 環境方針 3)	保存樹木・保存樹林・保存生垣の推進	保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定：保存樹木747本・保存樹林6,861㎡・保存生垣3,419m	3-1 緑化環境センター
	接道部緑化の推進	接道部緑化助成件数：15件	3-4 緑化環境センター
	住区基幹公園の整備促進	はなもみじ公園を整備する。	3-8 緑化環境センター
	森林整備等の実施	二俣尾・武蔵野市民の森、奥多摩・武蔵野市民の森の整備事業を実施する。	3-12 緑化環境センター
		武蔵野市水道の森整備事業を実施する。	6-16 水道部 総務課
ひとと環境にやさしい道路・ 交通環境に変えていきます (環境基本計画 環境方針 4)	歩道の整備	施工延長670m、舗装面積4,190㎡	4-1 道路課
環境に配慮した美しいまちづくりを進めます (環境基本計画 環境方針 5)	遮熱性舗装の整備	1路線 施工延長155m 舗装面積603㎡	5-8 道路課
安全・安心で快適に暮らせる まちにします (環境基本計画 環境方針 6)	透水性舗装の整備	17路線 施工延長3,683m 舗装面積14,375㎡	6-17 道路課
	雨水浸透施設の設置助成	浸透柵108件 浸透トレンチ190m	6-18 下水道課

(No. …「4. 環境保全に関する事業」の見出し番号)

4. 環境保全に関する事業

1 市民一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、より良い環境を作り上げるための取組

① 環境教育・環境学習の充実

No.	1-1	事業名	地域生活環境指標による環境情報の提供
		担当部門	企画政策室 企画調整課

武蔵野市第五期長期計画の策定にあたり、計画策定の基礎情報として活用しました。市民と市職員が利用できる共通の政策情報集として作成した平成21年版武蔵野市地域生活環境指標をA4版とCD-ROM版で提供しています。

都市計画、環境、防犯・防災、福祉、医療、教育など生活環境に関わる多様なデータを地図情報として視覚的に表現し、加えて、市の基礎統計や近隣都市との比較をまとめた包括的な市政情報集です。

No.	1-2	事業名	市報等による環境情報の提供
		担当部門	企画政策室 広報課

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境問題に対する意識啓発を行っています。

No.	1-3	事業名	環境情報コーナーの設置
		担当部門	環境生活部 生活経済課 (消費生活センター)

国や都等の環境に関する報告書やパンフレット類、企業・各種団体の情報誌等を取り揃え、また、問い合わせにも応じています。環境関係の図書やビデオの貸出も行っています。

No.	1-4	事業名	武蔵野市の環境保全(年次報告書)
		担当部門	環境生活部 環境政策課

市の環境政策の年次報告書として、「武蔵野市の環境保全」(本書)を発行しています。

No.	1-5	事業名	環境報告書(クリーンセンター)
		担当部門	環境生活部 クリーンセンター

クリーンセンターの活動に伴う環境への配慮や取組状況を、分かりやすく説明し、市民に公表しています。市ホームページに掲載するほか、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設事業に伴う住民説明会や委員会、協議会で配布しています。平成21年度に発行した「環境報告書2009」の概要版は、クリーンセンター周辺の約3,500世帯に配布しました。平成23年度は「環境報告書2011」を発行しました。

年 度	21	22	23
本書作成部数	400	400	350
概要版作成部数	4,000	—	—

No.	1-6	事業名	副読本「ごみトコトン減らし読本」
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

子どもたちが、自分たちの暮らしと環境にどのような関わりがあるかを知り、環境に配慮した生活を行うようになることを目的に、副読本「ごみと生活」を作成し、平成 19 年度までは、市立小学校 4 年生全員に配付するとともに、ごみ問題やリサイクルについて学習するために市役所を訪れる子どもたちにも配付しました。

平成 20 年度からは、市教育委員会が作成した小学校社会科副読本「わたしたちの武蔵野市」に「ごみと生活」の内容を一本化し、「ごみと生活」の市内小学 4 年生全員への一律配布を終了しました。

平成 23 年度からは、市主催事業に参加した子供たちや来庁したした子どもたちへ配布するため、「ごみトコトン減らし読本」として配布しています。

No.	1-7	事業名	セカンドスクール・プレセカンドスクール
		担当部門	教育部 指導課

全市立小学校 5 年生、中学校 1 年生を対象にセカンドスクール、小学校 4 年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しました。

自然とのふれあいを通して、自然と人間との共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てることを環境面の目標としています。

○セカンドスクール

<小学校 5 年生>

学 校 名	実 施 日	実施場所
第一小学校	9/30～10/6	新潟県魚沼市
第二小学校	9/25～10/2	富山県南砺市利賀村
第三小学校	10/13～10/20	群馬県利根郡片品村
第四小学校	6/2～6/8	長野県飯山市
第五小学校	9/21～9/27	新潟県南魚沼市
大野田小学校	9/21～9/27	長野県飯山市
境南小学校	9/16～9/22	長野県飯山市
本宿小学校	9/27～10/4	長野県飯山市
千川小学校	9/29～10/5	新潟県南魚沼市
井之頭小学校	9/28～10/5	長野県飯山市
関前南小学校	10/1～10/7	長野県飯山市
桜野小学校	10/2～10/8	長野県飯山市

<中学校 1 年生>

学 校 名	実 施 日	実施場所
第一中学校	9/27～10/1	長野県北安曇郡白馬村
第二中学校	5/24～5/28	新潟県十日町市松之山
第三中学校	5/20～5/24	長野県大町市
第四中学校	9/27～10/1	長野県飯田市
第五中学校	5/26～5/30	長野県安曇野市
第六中学校	9/7～9/11	長野県安曇野市

〇プレセカンドスクール
＜小学校４年生＞

学 校 名	実 施 日	実施場所
第一小学校	9/20～9/22	東京都西多摩郡檜原村
第二小学校	10/12～10/14	山梨県南都留郡富士河口湖町
第三小学校	6/1～6/3	新潟県南魚沼市
第四小学校	10/12～10/14	群馬県利根郡片品村
第五小学校	10/5～10/7	山梨県南都留郡山中湖村
大野田小学校	10/4～10/6	山梨県北杜市高根町清里
境南小学校	10/5～10/7	山梨県南都留郡富士河口湖町
本宿小学校	6/8～6/10	新潟県南魚沼市六日町
千川小学校	10/12～10/14	東京都西多摩郡檜原村
井之頭小学校	10/19～10/21	群馬県利根郡片品村
関前南小学校	9/14～9/16	東京都西多摩郡檜原村
桜野小学校	9/20～9/22	山梨県南都留郡富士河口湖町

No.	1-8	事業名	小中学校における環境学習の実施
		担当部門	教育部 指導課（小学校・中学校）

小・中学校では、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然やビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しています。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てています。

No.	1-9	事業名	クリーンセンター施設見学
		担当部門	環境生活部 クリーンセンター

申込制で見学を受け付けています。主に、市内の多くの小学校４年生が社会科見学で訪れています。

施設の見学・視察状況

年度	小・中学校		その他		合計	
	団体数	人数（人）	団体数	人数（人）	団体数	人数（人）
19	13	908	28	389	41	1,297
20	15	1,010	25	262	40	1,272
21	18	1,238	28	424	46	1,662
22	17	1,098	25	222	42	1,320
23	14	927	19	234	33	1,161

No.	1-10	事業名	親子棚田米作り体験事業
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

都会を離れての一泊二日の農業体験（田植・収穫）を、親子・家族で行います。棚田農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶと共に、家族と一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを体感するきっかけ作りを行います。

実施日	内容	参加人数
平成23年5月14日（土）～5月15日（日）	田植	9家族23名
平成23年9月17日（土）～9月18日（日）	収穫	9家族23名

No.	1-11	事業名	鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

鳥取県と武蔵野市の共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有します。農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解します。

実施日	平成23年8月18日（木）～8月22日（月） 4泊5日
行先	岩美町・鳥取市鹿野町・鳥取市佐治町・鳥取市河原町・若桜町・八頭町
参加者	29家族・102名

No.	1-12	事業名	遠野市家族ふれあい自然体験事業
		担当部門	教育部 生涯学習スポーツ課

友好都市・遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしています。

実施日	平成23年8月4日（木）～8月7日（日）
行先	岩手県遠野市
参加者	13家族 45名

No.	1-13	事業名	講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、ごみの収集体験や中間処理施設の見学、処分場近隣の青梅丘陵での自然体験を通じて、ごみの排出、処理、ごみの行方について知ってもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり、自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的として実施しています。

実施日	平成23年8月24日（水）
参加者数	70名
実施内容	・ごみ収集車積込体験 ・加藤商事リサイクルプラント見学 ・青梅市風の子太陽の子広場で自然観察体験 講師：須田孫七、須田研司（むさしの自然クラブ講師）

○ゲストティーチャー（出前授業）

市内の小学校（主に4年生）や中学校の授業に、ごみ総合対策課の職員が出向き、ゲストティーチャーとして授業に参加しています。ごみ減量についてのコメントやごみ分別・減量・現状等についてのDVD・ビデオプロジェクターによる説明、ごみ分別カード、武蔵野ごみチャレンジ600グラムのごみの重さ体験、マイ箸袋作り講習等を実施しています。

平成23年度は実施がなく、庁内プロジェクト環境教育チームで生ごみの堆肥化によるプログラムを作成し、24年度に実施する予定です。

○高校生ごみ意識ミーティング

市内の学校に通う高校生を対象に、ごみ問題を通して環境全般に興味と関心を持ってもらい、ごみの分別や減量を啓発することを目的として実施しています。各校の代表者が集まるグループワークや施設見学会を通して、学校生活や家庭で学んだことを生かしてもらう取組です。

実施日	平成23年11月5日（土）各校文化祭でのごみ減量の取り組み発表とアトレ見学会
参加人数	20名（ほか教員1名）
参加高校	都立武蔵高等学校、都立武蔵野北高等学校、成蹊中学高等学校、聖徳学園中学高等学校、藤村女子中学高等学校

No.	1-14	事業名	むさしのジャンボリー
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

「市立自然の村（長野県川上村）」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しています。便利社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をする中で、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。

自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、また、キャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学んでいます。

年度	19	20	21	22	23
参加児童数	966	856	924	951	951
参加指導者数	440	449	490	524	525

No.	1-15	事業名	「家族で楽しむ！二俣尾自然体験」事業
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、武蔵野市ではできない自然体験を実施することで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図っています。

平成23年11月12日（土） 5家族17名 11月13日（日） 7家族21名

No.	1-16	事業名	森林体験教室
		担当部門	教育部 生涯学習スポーツ課

「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施しています。自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びます。

回	実施日	内 容	参加者
第1回	平成23年6月18日（土）	間伐、木の皮むき、道具の使い方、基地作り	6名
第2回	平成23年9月17日（土）	森の中を歩きながら、動植物の生態や地下水の流れ等の話を聞く。間伐、丸太切り、森の地図作りの体験	27名
第3回	平成23年11月26日（土）	同上	26名

No.	1-17	事業名	クリーンセンター環境講座
		担当部門	環境生活部 クリーンセンター

クリーンセンター3階にあるオープンハウスを拠点とし、1～2ヶ月に1回のペースで、市内で活動する様々な市民団体がそれぞれ持ち回りで、環境に関する講座を行います。楽しみながら気軽に参加できて、環境について学ぶことが出来る、敷居の低い講座を目指しています。また、子ども連れの方にも参加してもらえるように、保育サービスを無料で行っています。

回	実施日	内 容	参加者
第11回	H23. 6. 8	こんなに便利！ふろしき利用術（武蔵野市ごみゼロ連絡会）	8名
第12回	H23. 8. 26	ネイチャーゲームで自然を発見（武蔵野の森を育てる会）	11名
第13回	H23. 9. 30	地産地消！地元の野菜でエコクッキング（東京食養生研究所）	17名
第14回	H23. 10. 19	美味しい野菜の育て方 教えます（武蔵野市ごみ減量協議会（協力：じゃがいもの会））	33名
第15回	H23. 12. 1	石けんを使ってシンプルライフ（生活クラブ運動グループ・グループ創）	22名
第16回	H24. 2. 8	美味しい野菜の育て方 教えます ー野菜づくりは元気のひけつ☆ー（大地といのちの会）	62名
第17回	H24. 3. 27	塩と砂糖の不思議と発見（さつきクラブ）	23名

年度	21	22	23
実施回数	1	8	7
参加者数	4	108	176

※平成22年3月より開始

※第10回（平成23年3月予定）は東日本大震災の影響で中止

No.	1-18	事業名	ハバロフスク市との青少年交流事業
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

青少年の自然体験促進と国際交流を目的とし、隔年で、ロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行っています。大自然の中で生活し、また環境保全活動に参加する中で、次代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供します。

平成22年度は、武蔵野市から20名の青少年を派遣し、平成23年度は、ハバロフスク市から12名の青少年を受け入れ、両市の青少年が交流を図りました。

No.	1-19	事業名	むさしの環境フェスタ
		担当部門	環境生活部 環境政策課・ごみ総合対策課・クリーンセンター

市民（団体）・事業者・行政の環境に関する取組を紹介し、市民一人ひとりに環境について関心を持ってもらうために、第4回むさしの環境フェスタを開催しました。

開催日 平成23年11月6日（日） 会場 クリーンセンター 来場者数 1,100名

内容 環境に関する展示、小学生による環境学習の発表、クリーンセンター施設見学会、おもちゃの交換会等

※省エネコンテスト

市内の事業所を対象に、平成23年9月分のエネルギー（電気等）使用量について、前年同月と比較しどれだけ削減できたか、具体的な取組内容とあわせて募集しました。

特に成果を挙げた事業所を受賞対象として選考し、むさしの環境フェスタの中で表彰しました。

応募数 15事業所 結果 優秀賞 3事業所 アイディア賞 1事業所

No.	1-20	事業名	クリーンセンター環境図書コーナー
		担当部門	環境生活部 クリーンセンター

クリーンセンター3 階のオープンハウスに環境関連の図書・雑誌・行政書類等を取り揃え、図書については貸出を行っています。雑誌・行政書類等は閲覧のみ可能です。今後も蔵書の充実を図っていきます。

② 環境に関する市民活動への支援

No.	1-21	事業名	環境まちづくり協働事業
		担当部門	環境生活部 環境政策課

市民団体と市が協働で、環境に関する事業を行いました。（18 年度から実施）

平成 23 年度実施事業

事業名 「エコ・アップ」セミナー事業（むさしのエコ・アップ協議会）

内容 家庭内での省エネ行動等を啓発する「エコ・アップセミナー」の開催

No.	1-22	事業名	マイクロバスの運行
		担当部門	企画政策室 市民協働推進課

市や関連する団体が実施している環境に関連する視察や勉強会に、マイクロバスを貸し出すことにより、市民の活動をサポートし、活動の幅を広げています。

環境に関する研修等への貸出件数

	件数（マイクロバス使用総件数）
平成 23 年度	16 件（112 件）

使用課	日 時	内 容
生活経済課	平成 23 年 5 月 17 日	消費者スクール（資源リサイクル等の加藤商事 訪問）
武蔵野市民社会福祉協議会	6 月 21 日	境南地域社協（資源リサイクル等の加藤商事 訪問）
教育支援課	7 月 22 日	給食食材の安全性確認のための産地視察
教育支援課	7 月 29 日	給食食材の安全性確認のための産地視察
まちづくり推進課	8 月 4 日	第 49 回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会
生活経済課	9 月 30 日	北多摩地区農業委員研修会
生活経済課	11 月 5 日	国分寺市農産物品評会視察
環境政策課	11 月 6 日	むさしの環境フェスタ関係者送迎
児童青少年課	11 月 12 日	「家族で楽しむ！二俣尾自然体験」事業参加者送迎
緑化環境センター	11 月 15 日	「花と緑のまちづくり」バス研修
生活経済課	11 月 16 日	東京むさし農業協同組合武蔵野支部女性部視察研修
生活経済課	11 月 26 日	市内農家見学会
生活経済課	平成 24 年 2 月 29 日	農業者大会参加者送迎
下水道課	3 月 7 日	清瀬水再生センターと平林寺とふれあい下水道館
子ども家庭課	3 月 11 日	「新！武蔵野市野菜・たんけん隊」事業
クリーンセンター	3 月 17 日	リサイクル・環境啓発等を行う施設の視察

No.	1-23	事業名	環境美化推進員活動の推進
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

廃棄物の発生の抑制・減量を推進することのほか、地域環境の美化活動を推進し、市内全域における「まちの美化」向上を図ることを目的として活動しています。

平成 23 年度 環境美化推進員による活動

環境美化タウンウォッチング及びタウンクリーニング（清掃活動）の実施	市内13地域
タウンウォッチング報告書の作成	市内13地域
市職員との協働タウンクリーニング（清掃活動）の実施	市内13地域のうち、2地域ずつ実施
支部長会議	市と情報交換、意見・感想の場
研修の実施	春季講義「クリーンセンター建て替えについて」 （講師：クリーンセンター職員） 「今夏の節電のお願い」 （講師：東京電力株式会社） 夏季ごみ関連施設見学研修会 （丸富製紙富士根工場 26 名参加） 冬季研修 地域活動交流会
ごみ分別・減量の啓発活動	市主催事業への協力活動 ごみゼロデー・市内一斉清掃
各地域での活動	地域パトロール 地域のお祭りでの、ごみ分別指導等

No.	1-24	事業名	クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しています。また、同会と、フリーマーケット事業の運営、「武蔵野ごみニュース」の全戸配布、イベントごみの分別指導等を、協働事業として実施運営しています。

補助金交付・協働事業委託実績

補助金額	4,000,000円
協働事業委託	775,959円
ごみ減量情報誌配布委託	1,359,527円

活動実績

・市民の生ごみ処理容器購入あっせん	コンポスター	130リットル型23台 70リットル型6台
	バイオカプセル	0台（取組終了）
・ごみ問題地域集会の開催		12地域12会場
		参加者数計443名
・ごみ関連施設見学研修会実施		参加者数計31名
・減量活動等	イベントごみ分別指導	
	まつりの飲食容器の脱プラスチック化 （バガス容器の斡旋事業） プチエコキャンペーン フリーマーケットでのごみ減量アピール等	

No.	1-25	事業名	子ども自然体験指導者講習会
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

むさしのジャンボリー等で利用する「市立自然の村」周辺の動植物や天体、気象等の知識を持った指導者の育成のために実施しています。（平成23年度より隔年事業とし、平成23年度は実施無し）

No.	1-26	事業名	中学生・高校生リーダー講習会
		担当部門	子ども家庭部 児童青少年課

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身に付けられるように、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動・保育・イベントボランティア等様々な講習会や体験事業を行いました。（平成14年度から実施）

年 度	19	20	21	22	23
延参加者数	534	483	623	842	711
登録者数	57	63	68	66	72

2 環境にやさしい暮らし方への転換を目指すための取組

① 環境に配慮した暮らしへの転換

No.	2-1	事業名	環境展・打ち水大作戦等による環境意識の啓発
		担当部門	環境生活部 環境政策課

市民や事業者の環境意識を啓発するため、様々な事業等を行っています。

武蔵野打ち水大作戦

市役所本庁舎や外局施設において、プールや浴槽の残り水等を使用した「打ち水」を実施し、環境意識の啓発を行いました。（平成16年度から実施）

開催期間	のべ参加者数	使用水量
平成23年8月8日（月）～12日（金）	1,063名	81.035リットル

環境展

環境省が提唱する「環境月間」にあわせて、市民の環境に対する理解を深めるために、パネル展示等を行いました。

開催日	会 場	来場者数	内 容
平成23年6月6日（月） ～ 10日（金）	市役所 ロビー	のべ150名	武蔵野市環境基本計画、省エネ、生物多様性等をテーマとしたパネル展示等

エコカレンダーの配布

電気・ガス・水道等の使用量を記録し、二酸化炭素の排出量を計算できる「エコ・カレンダー」を配布しました。（平成18年度より実施）

エコワットの貸出

消費電力量や電気使用料金等を測定できる「エコワット」の貸出を行いました。（平成18年度より実施）

年 度	19	20	21	22	23
貸出件数（件）	16	13	9	7	12

No.	2-2	事業名	住宅用太陽光発電設備・高効率給湯設備の導入促進
		担当部門	環境生活部 環境政策課

市域の家庭部門の二酸化炭素排出量を削減するため、住宅用の太陽光利用設備及び高効率給湯設備の設置に対する助成を行っています。

助成件数

年度	潜熱回収型給湯器	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	ガス発電給湯器	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	太陽熱温水器	太陽光発電設備
19	250	45	15	0	0	28（86.444kW）
20	232	40	16	1	—	19（58.418kW）
21	319	62	5	3	2	97（352.290kW）
22	256	81	4	21	1	116（444.240kW）
23	178	32	0	39	2	123（499.020kW）

（太陽熱温水器への助成は平成20年度から実施）

一件あたりの助成金額

年度	潜熱回収型給湯器	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	ガス発電給湯器	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	太陽熱温水器	太陽光発電設備
19	設置費用の50/100（最大50,000）	設置費用の50/100（最大50,000）	設置費用の50/100（最大50,000）	1kWあたり100,000（最大200,000）	—	1kWあたり90,000（最大4kWまで）
20	20,000	30,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり90,000（最大4kWまで）
21	20,000	30,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり30,000（最大10kWまで）
22	20,000	30,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり40,000（最大10kWまで）
23	10,000	15,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり50,000（最大10kWまで）

※設置費用の2分の1相当額を上限とする。

No.	2-3	事業名	エコライフ体験機器の貸出
		担当部門	都市整備部 住宅対策課

豊かな環境を未来の世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが環境負荷の少ない生活スタイルに変えていかなければなりません。普段何気なく使っている電気の使い方を見直したり、自然の恵みを日々の暮らしに生かしたり環境意識を高めるため、おひさま発電キット、雨水タンクを貸し出しています。

	貸出件数	貸出期間
おひさま発電キット	10 件	平成23年6月～平成24年3月
雨水タンク	5 件	平成23年6月～平成24年3月

No.	2-4	事業名	雨水貯留槽購入助成制度
		担当部門	都市整備部 住宅対策課

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成をしています。

	容量	助成件数
雨水貯留槽	小型 (150ℓ 未満)	5 件
	中型 (150ℓ 以上)	23 件

No.	2-5	事業名	節水の広報
		担当部門	水道部 総務課

全国水道週間（6月1日～7日）にあたり、6月1日号市報に武蔵野市の水道事業に関する特集を組むとともに、浄水場見学会を開催し、水の情報公開・広報活動を行っています。また、市報やFM、横断幕、のぼり旗「水を大切にしましょう」等でも節水のPRをしています。

No.	2-6	事業名	グリーンコンシューマー育成事業、消費生活展（くらしフェスタ）
	2-7	担当部門	環境生活部 生活経済課 （消費生活センター）

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮して買い物をする人々のことをいいます。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。

市では、年間を通してこのような運動を支援するとともに、環境問題をテーマとした講座を開催する等、啓発に努めています。消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行います。

講座の開催

月 日	テ ー マ	対 象	講師・見学先等
平成 23 年 5 月 17 日 (火)	バス研修会 中間処理施設見学	むさしの消費者ス クール受講生	講師：加藤商事 社員
平成 23 年 7 月 13 日 (水)	講座 「家庭のできる節電術」	市民	講師：生活コラムニスト ももせ いづみ 氏
平成 23 年 9 月 20 日 (火)	施設見学「クリーンセンター」 講座 「武蔵野市のごみ問題」	むさしの消費者ス クール受講生	クリーンセンター 講師：クリーンセンター職員
平成 24 年 1 月 17 日 (火)	講座 「なべ帽子を使った省エネ料理」	むさしの消費者ス クール受講生	講師 東京第三友の会吉祥寺方面 会員
平成 24 年 2 月 21 日 (火)	講座 「生活と水」	むさしの消費者ス クール受講生	市水道部 水質検査員

消費生活展(くらしフェスタむさしの 2011)の開催

月 日	テ ー マ	場 所	参加団 体数
平成 23 年 10 月 14 日 (金)～15 日 (土)	くらしが変わる 暮らしを かえる	武蔵野プレイス 1 階ギャラリー	8 団体
平成 24 年 1 月 25 日 (水)～1 月 31 日 (火)	同上 (二次展示)	市役所 1 階ホール	7 団体
2 月 17 日 (金) ～2 月 23 日 (木)	同上 (二次展示)	吉祥寺南町コミュニティセンター	7 団体

2-8	事業名	グリーン購入の推進
	担当部門	環境生活部 環境政策課

A. グリーン購入

平成8年に「武蔵野市グリーン購入推進指針」を策定し、全庁的にグリーン購入に取り組んでいます。

グリーン購入を推進することで、環境への負荷を少なくします。また、行政機関が組織的に環境に配慮した製品を購入することでグリーン製品の市場拡大を目指します。

グリーン購入実績額

単位：円

年 度	19	20	21	22	23
単価契約 (文具、紙、荒雑貨)	24,910,970	27,212,215	28,046,474	26,899,782	24,570,521
その他の契約	135,749,721	44,474,452	42,433,712	63,802,737	15,450,517
合 計	160,660,691	71,686,667	70,480,186	90,702,519	40,021,038

※平成23年度は、武蔵野プレイスが生涯学習振興事業団へ移管したため、実績が減少しました。

B. 印刷物の再生紙利用

グリーン購入の取組の一環として、印刷物を作成する際の再生紙使用を推進しています。

外注印刷物の紙枚数及びのコピー用紙の枚数

	外注印刷物の 件数 (件)	外注印刷物の 紙枚数 (枚)	コピー用紙の 枚数 (枚)	合計枚数 (枚)	対前年度比
19	805	40,793,260	27,916,757	68,710,017	21.8%増
20	817	35,106,966	26,265,900	61,372,866	10.7%減
21	851	34,019,083	27,296,770	61,315,853	0.09%減
22	779	39,221,692	28,012,852	67,234,544	9.7%増
23	719	41,717,849	27,800,038	69,517,887	3.4%増

(枚数はすべてA4換算)

外注印刷物における再生紙の使用率

	使用枚数 (枚)		
	再生紙	再生紙以外	再生紙の使用率
19	39,546,257	1,247,003	96.9%
20	34,136,308	970,658	97.2%
21	32,564,702	1,454,381	95.7%
22	37,322,333	1,899,359	95.2%
23	37,873,019	3,844,830	90.8%

(枚数はすべてA4換算)

No.	2-9	事業名	グリーンパートナー事業
		担当部門	環境生活部 環境政策課

環境に配慮した事業活動を行う事業者をグリーンパートナーとして登録し、事業者名の公表や情報提供等の支援を行います。(平成15年より開始)

年 度	19	20	21	22	23
参加届出事業者数	6	11	3	0	1
脱届出事業者数	3	1	8	0	1
登録事業者数	203	213	208	208	208

No.	2-10	事業名	事業所向け省エネルギー診断
		担当部門	環境生活部 環境政策課

年間エネルギー消費量が一定規模以下の中小規模事業所を対象に、無料省エネ診断を実施しました。（平成 21 年度より開始）

実施件数

年 度	21	22	23
事業所数	6	2	2

No.	2-11	事業名	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん
		担当部門	環境生活部 環境政策課

事業者が、省エネ診断の結果に基づき省エネ改修を行う場合や太陽光利用設備を設置する場合、市が利子を全額負担する等の融資あっせんを行っています。（平成 21 年度より開始）

No.	2-12	事業名	庁用車への低公害車の導入の推進
		担当部門	財務部 管財課

環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を知事に提出し、またその実績を報告しています。

導入実績（平成 23 年度末時点）

	平成 23 年度導入台数	平成 23 年度末累計台数
指定低公害車	5 台	31 台
電気自動車 ※	0 台	0 台
天然ガス自動車 ※	0 台	16 台
ハイブリッド自動車 ※	1 台	8 台
その他 ※	4 台	7 台

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。

※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

② ごみ減量・資源の循環的利用の促進

No.	2-13	事業名	一般廃棄物処理量の監視
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に、市内の一般廃棄物の量を、クリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行っています。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しています。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

発生	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	排出量	44,127t	43,947t	43,473t	①=②+③
	ごみ収集量	33,322t	33,286t	33,259t	②=可燃、不燃、粗大、有害ごみの量
	資源収集量	10,805t	10,661t	10,214t	③=資源収集（古紙、ビン、缶、ペットボトル、その他プラスチック容器）の量
	排出抑制量	3,727t	4,018t	4,131t	④=資源収集（③）以外の方法で回収した資源物の量 （拠点回収、集団回収等）
中間処理	ごみ処理量	32,880t	32,803t	32,858t	⑤焼却、破碎等ごみとして中間処理した量
	資源化量	14,974t	15,162t	14,746t	⑥=資源収集、拠点回収、集団回収、不燃ごみに含まれる資源物等の量
	総資源化率	31.29%	31.61%	30.98%	⑥/（①+④）
最終処分	最終処分量	3,246t	3,214t	3,243t	⑦=焼却残灰の量
	最終処分率	7.36%	7.31%	7.46%	⑦/①
エコセメント化施設受入量		3,246t	3,214t	3,243t	焼却残灰のエコセメント化量

No.	2-14	事業名	ごみの排出状況の監視・指導
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力が支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導、家庭ごみにおいては分別指導の周知を、市内全域を対象にパトロールを実施し、減量及び資源化の推進に努めています。

平成23年度 ごみ排出状況の監視・指導

家庭系ごみ排出件数	戸建住宅：19,208戸、集合住宅：6,587棟
事業系ごみ排出件数（注）	4,570事業所
家庭系ごみ監視指導	312件（月平均：26.0件、日平均：0.85件）
事業系ごみ監視指導	163件（月平均：13.6件、日平均：0.5件）
不法投棄監視指導	448件（月平均：37.3件、日平均：1.2件）

（注）事業系ごみ排出件数とは、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所数です。

No.	2-15	事業名	放置自転車のリサイクル
		担当部門	都市整備部 交通対策課

引き取り手のない撤去自転車で、一定の保管期間を経たものは、売却したり点検整備をして、開発途上国に譲与しています。

放置自転車の海外譲与台数

年 度	19	20	21	22	23
海外譲与台数（台）	300	300	300	300	200
売却台数（台）※	6,532	6,015	6,398	5,318	4,328

※売却した自転車は海外で再利用されています。

No.	2-16	事業名	機密文書のリサイクルの推進
		担当部門	総務部 総務課

保存年限を経過した庁内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上で再資源化を実施しています。

年 度	19	20	21	22	23
再資源化量（t）	17.53	18.87	16.64	19.72	16.03

No.	2-17	事業名	除籍資料リサイクルコーナーの設置
		担当部門	教育部 図書館

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しています。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移

（単位：冊）

年 度	中央図書館	西部図書館	吉祥寺図書館	武蔵野プレイス
19	6,900	5,774	7,173	
20	7,690	6,430	7,983	
21	8,401	7,015	11,022	
22	6,502	5,547	5,473	
23	7,627	平成23年3月閉館	5,936	3,923

No.	2-18	事業名	図書交流センター
		担当部門	教育部 図書館

平成15年度より、武蔵野市在住の蔵書家のコレクションを譲り受け、市民の貴重な知的財産である書籍の散逸を防ぎ、その有効活用を図ることを目的に、武蔵野市図書交流センターを設置しました。

主な業務内容

- 寄贈された蔵書コレクションの受け入れ・整理
- 蔵書コレクションの保存・有効活用
- 蔵書コレクションの活用を通じた、友好都市との交流事業
- 市図書館除籍資料の公共施設などへのリサイクル事業

平成23年度（主な事業内容）

①蔵書コレクション・市民寄贈本等1,311冊を受入・整理 ②公立図書館、専門図書館等へ2,025冊の書籍・雑誌を提供 ③135冊の古書を販売 ④毎週月曜日、第2・第4日曜日、中央図書館4階に展示室を開設。110冊リサイクル提供 ⑤9月17～19日、ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイスにてブックリサイクルを開催。3,769冊を提供

受入冊数

（単位：冊）

年 度	蔵書コレクション	特別寄贈本	図書館等のリサイクル本	その他
19	1,770	0	458	
20	5,344	0	325	
21	7,995	0	416	
22	28,394	0	15	
23	1,311	0	0	

提供冊数（小国愛蔵書センターは22年6月に閉鎖）

（単位：冊）

年 度	公立・専門図書館等へ提供	友好都市へ	市関係機関へ寄贈	ブックリサイクル他	販売
19	約2,300	0	0	約10,700	545
20	約1,570	0	0	約11,700	722
21	437	0	0	0	228
22	8,598	0	0	124	83
23	2,025	0	0	3,879	135

No.	2-19	事業名	啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 eco ブック」と、収集日を地区ごとにまとめたイラスト入り「ごみ・資源収集日一覧表」を作成し、配布しています。

ごみ便利帳 eco ブック	
作成部数	0部（在庫の配布）
配布方法	転入者等に対する配布（市民課・市政センター）

ごみ・資源収集日一覧表	
作成部数	124,000部
配布方法	転入者等に対する配布（市民課・市政センター）

No.	2-20	事業名	ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

家庭ごみの更なる減量を図るため、各家庭において実践してもらいたい減量行動や、ごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙を作成し、全戸配布しています。

作成・増刷回数	2回
作成部数	150,000部
配布方法	全戸配布（事業所を除く）

No.	2-21	事業名	廃棄物の多量排出事業者への指導
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4月1日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取組、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

計画書提出事業者 (月平均10 t以上の廃棄物を排出する事業所)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	39件	39件	39件	38件	37件
計画書廃棄物排出量計	13,203 t	12,443 t	12,353t	11,715t	11,407 t
計画書廃棄物資源化量計	8,788 t	8,684 t	9,071t	9,123t	9,172t
計画書資源化率平均	67%	70%	73%	78%	80%

No.	2-22	事業名	ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰制度
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

事業活動において、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生を可能な限り抑制し、その上で発生するごみについても、生ごみ・雑紙の全量資源化を実施してきた事業者について、その功績を認定する制度です。平成23年度は37事業者のうち、22事業者を認定表彰しました。

平成23年度 ごみ減量資源化推進事業者認定表彰者

亜細亜学園	サミットストア武蔵野緑町店
アトレ吉祥寺	西友吉祥寺店
イトーヨーカ堂武蔵境店	東急百貨店吉祥寺店
いなげや武蔵野桜堤店	パルコ吉祥寺店
いなげや武蔵野関前店	ファミリープラザビル
いなげや武蔵野西久保店	丸井吉祥寺店
NTT 武蔵野研究開発センタ	三鷹東急ストア
エフエフビル管理組合	武蔵野給食センター
吉祥寺第一ホテル	モンテローザ
吉祥寺東急イン	横河電機
コピス吉祥寺	ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺

No.	2-23	事業名	資源回収団体や事業者への補助金交付
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金の交付を実施しています。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	19	20	21	22	23
団体数（団体）	150	157	161	172	174
補助金額（円）	33,650,140	32,183,590	32,097,720	33,624,070	35,518,100
資源回収量（kg）	3,365,814	3,156,159	3,145,972	3,294,807	3,482,610

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	19	20	21	22	23
事業者数（事業者）	20	20	20	19	18
補助金額（円）	6,407,078	1,655,120	6,191,922	6,549,234	6,936,100
資源回収量（kg）	3,203,539	3,059,777	3,095,961	3,274,617	3,468,050

※補助金額は、20年度のみ0.5円/kg<古布のみ2円/kg>。その他の年度はすべての資源物について2円/kg。

No.	2-24	事業名	フリーマーケット
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

家庭にある不要品の交換販売を通して、出店者の家族ぐるみのごみ減量資源化を図ること、また、市民にリユース（再利用）と減量資源化の必要性を啓発することを目的として、フリーマーケットを開催しています。

フリーマーケットの開催実績

年 度	19	20	21	22	23
開催回数（回）	4 (5、7、10、1月)	4 (4、7、10、1月)	4 (4、7、10、2月)	3 (5、10、2月)	3 (5、10、2月)
出店者数計（店）	234	234	236	178	174
入場者数計（人）	4,615	4,344	4,180	3,817	3,041

No.	2-25	事業名	剪定枝葉の堆肥化
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

家庭から排出される剪定枝葉は、従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より、戸別収集し堆肥化することで、資源化を行っています。

年 度	19	20	21	22	23
回収量（t）	36.65	111.15	155.25	303.07	255.51
処理費用（円）	1,143,135	3,489,024	4,075,309	7,955,577	11,747,133

No.	2-26	事業名	市の施設における生ごみ堆肥化
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

生ごみ資源化を推進するため、生ごみ処理機を設置した市の関連施設において、生成したコンポストの回収を行い、生ごみの堆肥化を実施しています。

生ごみ処理機設置施設からの生成物回収実績

年 度	19	20	21	22	23
設置施設数（施設）	8	8	8	8	8
設置機器数（機）	9	9	9	9	9
投入生ごみ量（t） （コンポスト回収量の約8倍として推計）	32.0	36.0	31.2	56.8	21.6
コンポスト回収量（t）	4.0	4.5	3.9	7.1	2.7

※東日本大震災のため、市関連施設の生ごみ処理機は平成23年6月より稼働停止

No.	2-27	事業名	桜堤団地の生ごみ堆肥化
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

生ごみ資源化を推進するため、都市再生機構桜堤団地に生ごみ処理機を設置し、生成したコンポストの回収を行い、生ごみの堆肥化を実施しています。（平成11年11月より実施）

都市再生機構桜堤団地生ごみ処理機設置施設からの生成物回収実績

年 度	19	20	21	22	23
設置機器数（機）	20	20	20	20	20
投入生ごみ量（t） （コンポスト回収量の約8倍として推計）	220.8	215.2	212.0	196.8	0
コンポスト回収量（t）	27.6	26.9	26.5	24.6	0

※東日本大震災のため、都市再生機構桜堤団地の生ごみ処理機は平成23年3月より稼働停止

No.	2-28	事業名	青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組
		担当部門	環境生活部 生活経済課（消費生活センター）

青空市は、毎年11月に実施し、1万人以上の市民が参加する大きなイベントです。生活用品の再利用や物資の有効利用のため、リサイクル品バザー等を実施しています。また、会場内では、徹底したごみ減量、分別資源化を市民参加で行っています。

青空市廃棄物の処理状況

	第27回 (平成19年)	第28回 (平成20年)	第29回 (平成21年)	第30回 (平成22年)	第31回 (平成23年)
可燃ごみ	100 kg	130 kg	87.3 kg	69kg	83kg
不燃ごみ	0 kg	10 kg	18 kg	24kg	11kg
資源ごみ	341 kg	336.5 kg	449.2 kg	532.5kg	427kg
計	441 kg	441 kg	554.5 kg	622.5kg	521kg

資源ごみの内訳

	第27回 (平成19年)	第28回 (平成20年)	第29回 (平成21年)	第30回 (平成22年)	第31回 (平成23年)
缶	6 kg	4 kg	4 kg	12.4kg	11kg
ビン	6 kg	2 kg	0 kg	4kg	16kg
トレー	9 kg	3 kg	10.7 kg	6.3kg	5kg
ダンボール	270 kg	280 kg	370 kg	460kg	370kg
生ごみ	0 kg	8 kg	15 kg	22kg	10kg
割りばし	3 kg	5 kg	2 kg	3.2kg	2kg
プラ容器	6 kg	4 kg	7.5 kg	4.5kg	1kg
ペットボトル	1 kg	0.5 kg	0 kg	0.1kg	2kg
雑紙	40 kg	30 kg	40 kg	20kg	10kg
計	341 kg	336.5 kg	449.2 kg	532.5kg	427kg

3 生物多様性の保全・再生・創出

① 市民との協働による緑化の推進

No.	3-1	事業名	保存樹林、保存樹木、保存生垣制度
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しています。

平成 23 年度 補助金の交付実績

	件 数	内 訳	補助金交付額
保存樹林	3 件	6,861m ²	602,300 円
保存樹木	158 件	723 本	3,936,000 円
保存生垣	122 件	3,386m	1,015,800 円

No.	3-2	事業名	市民参加による緑のまちづくりの推進、地域の緑を保全する意識の醸成
	3-3	担当部門	都市整備部 緑化環境センター

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指します。

平成 23 年度 事業実績

事業名	期 日 (頻度)	実 績 等
市民参加花壇への 植付け	春秋 (2 回)	総本数 11,009 株 花 壇 延べ 48 箇所 市民参加人数 延べ 1,000 人
菊 花 展	10 月 28 日～11 月 03 日	出品数 318 点
さつき展	05 月 30 日～06 月 02 日	出品数 35 点
東 洋 蘭 展	3 月 18 日	出品数 98 点
緑の市民講座	4 回	市民参加者 延べ 146 名 「オープンガーデンと道沿いガーデン」他

② うるおいのある緑空間の整備

No.	3-4	事業名	接道部緑化の推進
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

緑被率・緑視率（目に映る緑の量）の増加を目的に、道路に接する部分の緑化に対して助成を行っています。

接道部緑化助成実績

年度	植 栽					緑化に伴うブロッ ク塀等撤去 (m ²)
	生垣 (m)	高木 (本)	中木 (本)	低木 (株)	地被類 (m ²)	
19	43	18	31	163	14	61
20	68	14	33	233	73	32
21	85	18	138	541	1	94
22	47	13	21	212	48	45
23	156	28	42	245	28	181

No.	3-5	事業名	緑化に関する指導要綱の推進
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

建築行為に対する緑化の指導を行っています。武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱に係わる物件や、指導要綱適用外の物件で敷地面積が 200 ㎡以上の建築行為に適用され、敷地面積の 20%以上の緑化を指導しています。

緑化指導の実績

年 度	19	20	21	22	23
宅地開発等に関する指導要綱物件	31 件	17 件	—	—	—
まちづくり条例指導物件	—	—	23 (24) 件	22 (28) 件	41 (41) 件
緑化に関する指導要綱物件	39 件	46 件	75 件	74 件	76 件

※平成 21 年度より「宅地開発等に関する指導要綱」から「まちづくり条例」へ移行。（ ）は全て「まちづくり条例」該当物件

No.	3-6	事業名	学校緑化の支援
		担当部門	教育部 教育企画課

学校の自主的な緑化の取組を支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指します。

第一小学校（芝生化面積334㎡）、第三小学校（芝生化面積455㎡）、第三中学校（芝生化面積504㎡）において、昨年度に引き続き、芝生の維持管理を実施しました。また、昨年度に引き続き、第五小学校、大野田小学校、千川小学校において、校舎屋上の緑化を実施しました。

No.	3-7	事業名	借地公園、環境緑地の整備促進
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

民有地の緑を良好な状態で残し、市民が利用できるようにすることを目的としています。

環境緑地の指定件数は、平成 23 年度末で 5 件（計 406.35 ㎡）です。

No.	3-8	事業名	住区基幹公園、都市基幹公園の整備
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

住区基幹公園、都市基幹公園の整備を進めています。

平成 23 年度は、吉祥寺北緑地、三谷公園の用地買収を行いました。また、はなもみじ公園の拡充、吉祥寺北緑地の新設外 9 ヶ所の改修工事等を行いました。

③ 水辺の環境整備

No.	3-9	事業名	玉川上水及び千川上水の水質調査
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 水の汚濁の概要

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共水域については、人の健康の保護に関する基準<健康項目>と、生活環境の保全に関する基準<生活環境項目>の2種類の環境基準が定められています。

B. 人の健康の保護に関する環境基準<健康項目>

これまで、急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を阻害する9物質について定められていましたが、多種多様な化学物質の生産・使用の拡大に伴い、平成5年3月、水質環境基準が改正され、23項目となりました。また、将来の環境基準の予備軍として、新たにクロロホルムなどの有機溶剤や、E P Nなどの農薬、硝酸性窒素等25項目が要監視項目として設定されました。そして平成11年2月、新たに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が追加(要監視項目から移行)され、環境基準項目は26項目となりました。

※ 採取場所 玉川上水上流側(桜堤2-15付近) 試料採取日 平成23年11月25日

	項 目	基準値	計 量
以前からの項目	カドミウム	0.01mg/L 以下	0.001mg/L 未満
	全シアン	検出されないこと	0.01mg/L 未満
	鉛	0.01mg/L 以下	0.001mg/L 未満
	六価クロム	0.05mg/L 以下	0.02mg/L 未満
	ヒ素	0.01mg/L 以下	0.001mg/L 未満
	総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 未満
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005mg/L 未満
	PCB	検出されないこと	0.0005mg/L 未満
農薬	チウラム	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L 未満
	シマジン	0.003mg/L 以下	0.0003mg/L 未満
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.0003mg/L 未満
有機塩素系化合物	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 未満
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
その他	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L 未満
	セレン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L 未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	7.63mg/L
	ふっ素	0.8mg/L 以下	0.10mg/L
	ほう素	1 mg/L 以下	0.07mg/L

C. 生活環境の保全に関する環境基準＜生活環境項目＞

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

水の汚れを示す主な指標

指 標 名	説 明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、6.5～8.5の間にあることが望まれます。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。5mg/L 以下であることが望まれます。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BOD が河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。
SS (浮遊物質質量)	水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着します。50mg/L 以下であることが望まれます。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも 5mg/L 以上必要とされています。

D. 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水に流れる水の状態をチェックするために、両上水の水質調査を行っています。平成 23 年度は、計 3 地点で 4 回にわたり調査を実施しました。この上水は下水処理場の 2 次処理水を放流していますが、特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①平成 23 年 5 月 25 日 ②8 月 29 日 ③11 月 25 日 ④平成 24 年 2 月 24 日

	玉川上水上流側桜堤 2-15				玉川上水下流側御殿山 1-19				千川上水下流側北町 3-16			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
PH	7.4	7.9	7.7	7.5	7.5	7.9	7.8	7.6	7.6	8.0	7.8	7.7
BOD	0.9	0.6	0.8	0.8	1.0	0.6	0.8	0.8	1.0	0.8	2.3	0.8
COD	6.6	7.0	6.8	7.0	8.0	8.9	5.8	7.4	7.6	7.9	8.0	7.4
SS	11	8	8	5	17	22	5	3	15	16	16	6
DO	8.9	7.2	9.6	10.8	9.2	7.3	11.3	11.8	9.6	8.7	10.7	12.0

No.	3-10	事業名	水際の環境整備
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

仙川水辺環境整備基本計画に基づき、市内の仙川を 4 つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をし、水辺環境の保全を図ります。

平成 23 年度は、桜二の橋上下流 50m を整備しました。

④ 生物多様性の保全

No.	3-11	事業名	生物多様性関連事業
		担当部門	環境生活部 環境政策課

生物多様性に配慮したライフスタイルや「武蔵野市らしい自然」とは何か、市民一人ひとりが考え、地域へ目を向けてもらうきっかけとするため、生物多様性をテーマとしたシンポジウムを開催しました。

開催日時 平成 24 年 3 月 20 日（火・祝） 会場 市役所会議室

テーマ 武蔵野市の守りたい自然について考える

講師 名古屋市立大学大学院准教授 香坂 玲氏 生物多様性 JAPAN 研究員 金田 正人氏

⑤ 森林の保全と活用

No.	3-12	事業名	森林整備等の実施
		担当部門	都市整備部 緑化環境センター

森林の持つ公益的機能享受してきた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また、森林資源を活用して、市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行っています。

平成 23 年度 活動実績

①二俣尾・武蔵野市民の森 (7.02ha)

森林整備：間伐、下刈、歩道手入れ

啓発事業：森の市民講座（年 4 回実施）、運営協議会の開催（年 1 回実施）

②奥多摩・武蔵野の森 (3.3ha)

森林整備：植栽、下刈、植生調査、シカ柵設置、作業道改修、見回り管理、運営協議会の開催（年 2 回）

⑥ 都市農業の支援

No.	3-13	事業名	農地保全制度
		担当部門	環境生活部 生活経済課

5 a～80 a の農地を 7 年間（平成 20 年度から 10 年に変更）継続して保存するという協定を結ぶことを要件に、農業経営に必要な農機具等の購入費用の一部を補助します。これにより、農地の保全を図ります。

登録農地の指定及び補助の実施

年 度	件 数	面 積	補助金（千円）
19	4 件	12,677m ²	1,242
20	3 件	10,976m ²	1,057
21	6 件	21,535m ²	2,065
22	4 件	19,836m ²	1,804
23	5 件	22,715m ²	1,800

No.	3-14	事業名	環境保全型農業用資器材購入補助制度
		担当部門	環境生活部 生活経済課

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、減農薬野菜等栽培のためのフェロモン剤等、環境保全に配慮した農業用資器材の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図ります。

平成 23 年度 補助金の交付実績

品 名	数量	農家数 (戸)	補助金 (千円)	備 考
有機質肥料	2,235	39	756	24 種類
自然崩壊性マルチシート及び紙マルチシート	2	1	7	
フェロモン剤及びトラップ	55	8	100	
防虫ネット	30	11	269	
光分解テープ及び紙ロープ	28	8	16	
防鳥網	9	6	318	
グランシート (防草シート)	5	1	35	

4 ひとと環境にやさしい道路・交通環境への転換

① 歩いて楽しいみちづくり

No.	4-1	事業名	生活道路の整備
		担当部門	都市整備部 道路課

生活道路等の整備により、歩行環境の向上をはかり、自動車から歩行への転換を図ります。
平成 23 年度は、14 路線について工事を実施しました。

② 自転車を利用しやすい環境づくり

No.	4-2	事業名	自転車駐輪対策
		担当部門	都市整備部 交通対策課

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保するために、自転車駐車を整備する必要があります。

吉祥寺駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	8,250 台	300 台
日極め	4,286 台	78 台
利用登録	500 台	なし
合 計	13,036 台	378 台

三鷹駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	2,553 台	なし
日極め	1,744 台	なし
利用登録	1,530 台	150 台
合 計	5,827 台	150 台

武蔵境駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	5,353 台	164 台
日極め	2,669 台	99 台
利用登録	681 台	33 台
合 計	8,703 台	296 台

No.	4-3	事業名	放置自転車の撤去
		担当部門	都市整備部 交通対策課

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行っています。

年 度	19	20	21	22	23
撤去日数（日）	325	501	513	470	491
撤去台数（台）	22,147	24,688	25,850	23,667	18,138

③ 公共交通の利用促進と環境配慮の推進

No.	4-4	事業名	ムーバス等公共交通機関の利用促進
		担当部門	都市整備部 交通対策課

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指します。

ムーバス乗客数

(単位：人)

年度	1号路線 (吉祥寺東循環)	2号路線 (吉祥寺北西循環)	3号路線		4号路線 (三鷹駅北西循環)	5号路線		6号路線 (三鷹・吉祥寺循環)	7号路線 (境・三鷹循環)
			(境南東循環)	(境南西循環)		(境西循環)	(境・東小金井線)		
19	400,020	679,269	193,403	298,495	327,419	305,637	186,727	204,943	105,428
20	391,479	668,117	193,019	303,911	316,132	298,191	196,381	247,220	117,035
21	381,905	642,996	191,277	290,403	300,462	262,024	187,503	243,612	120,446
22	360,786	599,037	194,178	286,311	298,025	272,509	189,104	261,856	123,884
23	389,471	601,276	197,775	292,087	286,606	270,912	192,413	263,887	127,754

※平成19年4月1日より、6号路線となる三鷹・吉祥寺循環と7号路線となる境・三鷹循環の運行を開始しました。

No.	4-5	事業名	パーク・アンド・バスライドシステム
		担当部門	都市整備部 交通対策課

自家用車での吉祥寺駅中心部への乗り入れを抑制することにより、吉祥寺への乗用車の総乗り入れ台数と、駐車場探しでの回遊車による交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

平成11年7月1日より実験を行い、好評であったため、平成13年4月1日より本実施しています。

ムーパーク利用台数

年度	19	20	21	22	23
利用台数(台)	26,339	24,713	22,843	21,409	22,619
1日当たり利用台数(台)	72.0	67.7	62.6	58.7	61.8

④ 渋滞のない交通体系の整備

No.	4-6	事業名	駐車場案内・誘導システム
		担当部門	都市整備部 交通対策課

吉祥寺地域の駐車場の満空情報を、携帯電話やホームページ等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図ります。

情報提供駐車場 15 場 1,195 台(車両) 32 台(バイク)

5 環境に配慮した美しいまちづくりの推進

① 景観まちづくりへの積極的取組

No.	5-1	事業名	電線類の地中化の推進
		担当部門	都市整備部 道路課

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指します。

年 度	地中化延長（約）	地中化路線
19	285m	市道第2号線・市道第291号線
20	—	—
21	208m	市道第16号線・市道第129号線
22	—	—
23	370m	市道第291号線・市道第308号線

No.	5-2	事業名	違反屋外広告物の処理
		担当部門	環境生活部 環境政策課

無秩序に出された屋外広告物は、まちの良好な景観を損ないます。市では、市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反屋外広告物の撤去を行っています。

平成23年度 違反屋外広告物撤去件数

種 別	撤去枚数
は り 紙・は り 札	15,334 枚
立 看 板	7 枚
計	15,341 枚

No.	5-3	事業名	都市計画道路整備の推進
		担当部門	都市整備部 まちづくり推進課

道路は、人や車が移動するための交通機能のほか、公共空間として都市に潤いを与える緑化や上下水道など供給処理施設の収容、さらに通風、採光等の機能を有する、都市の骨格をなす施設です。

武蔵野市の都市計画道路は、昭和16年に当初の計画決定がなされ、その後、急激な都市化による交通量の増大等により、昭和37年に大幅な見直しを行い、現在の都市計画道路網の骨格となっています。

（平成24年3月末現在）

	計画延長	施工済延長	施工率
市施工	16,090m	11,901m	74.0%
都施工	23,380m	10,845m	46.4%
合 計	39,470m	22,746m	57.6%

② 美しく清潔なまちづくり

No.	5-4	事業名	三駅周辺清掃の実施
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取り組んでいます。

平成 23 年度 駅前周辺清掃ほか

名 称	場 所	内 容
駅前周辺清掃	吉祥寺駅周辺 三鷹駅北口周辺 武蔵境駅周辺	日曜日、祝日及び1月2日、3日を除く 毎日1回（各駅前広場は1日2回）
マナーポイント（喫煙所）清掃	吉祥寺駅前の1箇所 三鷹駅北口駅前の2箇所 武蔵境駅前の4箇所	吉祥寺駅周辺 午前7時～午後9時の間、1時間おきに 三鷹駅北口及び武蔵境駅周辺 午前7時～午後7時の間、1.5時間おきに 灰皿の清掃を毎日実施

また、毎週日曜日の午前8時～9時の1時間、三駅頭において、「吉祥寺朝一番隊」「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」が、啓発の呼びかけや清掃活動を実施しています。

平成 23 年度 朝一番隊清掃活動実績一覧

名 称	内 容	団体名	登録者	毎回参加 予定者	延べ 参加者
吉祥寺朝一番隊	毎週日曜日の午前８時～９時の１時間、三駅周辺で啓発の呼びかけや清掃活動 (但し、ごみゼロデーと市内一斉清掃日を除く)	クリーンむさしのを推進する会及び一般公募市民	35 名	20 名	791 名
三鷹朝一番隊			48 名	15 名	633 名
武蔵境朝一番隊			50 名	20 名	829 名
計			133 名	55 名	2,253 名

No.	5-5	事業名	市内一斉清掃の実施
		担当部門	環境生活部 ごみ総合対策課

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、「ごみゼロデー」「市内一斉清掃」を実施しています。春季の「ごみゼロデー」では市内3駅周辺で、秋季の「市内一斉清掃」は市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しています。

ごみゼロデー

実施日		平成23年6月5日（日）
参加者数（市内3駅周辺）		1,101名
ごみ回収量		
	可燃ごみ	250kg
	不燃ごみ	170kg
	合 計	420kg

市内一斉清掃

実施日		平成23年11月27日（日）
参加者数		
	市内3駅周辺	1,001名
	青少協実施地区	3,572名
	自主選定地区他	1,347名
	合 計	5,920名
ごみ回収量		
	可燃ごみ	2,040kg
	不燃ごみ	340kg
	合 計	2,380kg

No.	5-6	事業名	舗装の補修
		担当部門	都市整備部 道路課

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修します。

年 度	19	20	21	22	23
件数（件）	43	31	63	78	63
面積（㎡）	3,650	3,770	8,169	11,954	7,730

No.	5-7	事業名	狭あい道路の拡幅整備
		担当部門	都市整備部 道路課

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図ります。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備

年 度	協議件数	整備件数	整備延長（m）
19	186	147	1,968.53
20	148	135	1,721.49
21	230	193	2,487.32
22	211	156	2,413.53
23	226	196	2,617.03

No.	5-8	事業名	遮熱性舗装の整備
		担当部門	都市整備部 道路課

車道舗装表面に遮熱性舗装を施工し、路面温度低減によるヒートアイランド現象緩和等を図ります。

年 度	21	22	23
路線数（件）	1	1	—
面積（㎡）	541	523	—

No.	5-9	事業名	公共用地取得後の適正管理
		担当部門	都市整備部 用地課

武蔵野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行っています。

年 度	21	22	23
ゴミ収集処理	96 回	61 回	54 回
除草依頼(※1)	9 件	11 件	12 件

※1 枝等の剪定も含む。

③ 環境に配慮したまちづくり

No.	5-10	事業名	宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導
		担当部門	都市整備部 まちづくり推進課

事業主が開発行為または中高層建築物の建築を行う際、「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱（平成 21 年 3 月 31 日廃止）」に基づき、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行ってきました。

平成 21 年度より「武蔵野市まちづくり条例」に移行し、①中高層建築物（高さ 10m を超える等）、②特定集合住宅（15 戸以上）、③集客施設（500 ㎡以上）、④開発行為等の開発事業に対して、同様の指導を行っています。

事前協議及び計画審査・承認審査（「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく）

年 度	17	18	19	20
事前協議（件）	29	34	30	24
事業計画審査（件）	32	35	29	20
事業計画承認審査（件）	32	33	31	14

各種届出（「武蔵野市まちづくり条例」に基づく）

年 度	21	22	23
大規模土地取引の手続き（件）	3	5	6
大規模開発事業（件）	5(0)	5(0)	11
一般開発事業（件）	19(1)	23(5)	29

()内は宅地開発件数（内数）

No.	5-11	事業名	大規模団地建替えに伴う環境整備の促進
		担当部門	都市整備部 住宅対策課

公団桜堤住宅及び都営住宅の建替え事業化に伴い、公園緑地の確保、水辺環境の整備、雨水の有効利用及びごみの減量・資源化対策等、周辺市街地やまちづくり施策と整合した環境整備を図るため、庁内調整を行います。

平成 23 年度は、関係機関及び関係各課との継続的な個別調整を適宜実施しました。

No.	5-12	事業名	既存住宅の耐震性能向上による耐用年数延伸の促進
		担当部門	都市整備部 住宅対策課

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。

耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図ります。

助成件数

年 度	診断助成件数	改修助成件数
19	29 件(木造 28/非木造 1)	17 件(木造 17/非木造 0)
20	27 件(木造 24/非木造 3/マンション 0)	14 件(木造 14/非木造 0 /マンション 0)
21	30 件(木造 30/非木造 0/マンション 0)	11 件(木造 10/非木造 1 /マンション 0)
22	26 件(木造 24/非木造 2/マンション 0)	19 件(木造 19/非木造 0 /マンション 0)
23	87 件(木造 85/非木造 2/マンション 0)	24 件(木造 24/非木造 0 /マンション 0)

耐震アドバイザー派遣事業

派遣件数	受付期間
38 件	平成 20 年 5 月 7 日～平成 21 年 3 月 10 日
21 件	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
30 件	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
110 件	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 30 日

No.	5-13	事業名	空地の適正管理
		担当部門	環境生活部 環境政策課

空地の適正管理のため、市内調査及び除草の依頼を行っています。

平成 23 年度は、6 月から 7 月にかけて、市内全域の空地調査を行いました。

空地把握件数 263 件（あき地 155 件 あき家 108 件）

年度	19	20	21	22	23
空地把握件数	254	246	276	268	263

6 安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進

① 環境の危機管理

No.	6-1	事業名	工場、建設工事現場の公害防止
		担当部門	環境生活部 環境政策課

工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取り組みに関して指導を行っています。

平成 23 年度 工場認可件数

設置申請	設置認可	設置未認可	設置取下げ	設置不認可	廃止申請
0	0	0	0	0	0
変更申請	変更認可	変更未認可	変更取下げ	変更不認可	職権廃止
0	0	0	0	0	0

※認可工場数=128

平成 23 年度 指定作業場関係届出書受理件数

種 別	設 置	変 更	廃 止	計
自動車駐車場	8	2	1	11
ガソリンスタンド	0	0	0	0
洗濯施設を有する事業場	0	0	1	1
ボイラーを有する事業場	0	0	4	4
水道施設を有する事業場	0	0	0	0
地下水揚水施設を有する事業場	0	0	1	1
計	8	2	7	17

※指定作業場数=557

平成 23 年度 騒音規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	1
	変 更 届	0
	廃 止 届	0
特 定 建 設 作 業 実 施 届		62

※騒音規制法に基づく特定工場等の数=99

平成 23 年度 振動規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	1
	変 更 届	0
	廃 止 届	0
特 定 建 設 作 業 実 施 届		44

※振動規制法に基づく特定工場等の数=28

No.	6-2	事業名	市内の大気環境測定
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 大気汚染の概要

武蔵野市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、大気汚染問題は解決したかのようにも思われました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、短期的評価ながら基準の達成に程遠い状況が続いています。要因は、物流の活発化や交通量の増加に起因した自動車による排気ガスの影響であり、かつ、事業所等から発生する炭化水素系化合物（揮発性有機溶剤・VOC）が注目されています。近年では、中国の経済発展の影響も推測されています。

また、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行し、いわゆる「地球環境問題」が深刻な課題になっています。大気汚染は、地域的であるとともに、地球規模の問題でもあります。

その他、近年の大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定められました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図られました。

さらに、注目する物質として石綿（アスベスト）がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正強化されています。

B. 大気の汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

汚 染 物 質 名	説 明
硫 黄 酸 化 物 (SO _x)	重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄(SO ₂)で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。
一 酸 化 炭 素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起こし、頭痛、はきけ、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。
炭 化 水 素 (HC)	自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物(NO _x)とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ10マイクロメートル（1マイクロメートル＝1/1000mm）以下のものです。視程障害の原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。
窒 素 酸 化 物 (NO _x)	自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素(NO)ですが、これが空気中で酸化されてできる二酸化窒素(NO ₂)は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。
光化学オキシダント (O _x)	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。

C. 大気環境の評価

a. 大気の汚染に係る環境基準

大気については、次の10の汚染物質について環境基準が定められています。武蔵野市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて測定を行っています。

物 質 名	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダ イ オ キ シ ン	1 年平均値が 1 m ³ あたり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/ m ³) 以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に 1 c m³含まれる濃度）を指します。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気の汚染のほか、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受忍の限度あるいは許容限度というのではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならない許容限度として、規制基準、排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

長期的評価	年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。
短期的評価	測定を行った日についての 1 日平均値、各 1 時間値等を環境基準と比較して評価を行います。

d. 物質ごとの評価の仕方（通知による）

物 質 名	短期的評価	長期的評価
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	○	○
一 酸 化 炭 素 (CO)	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○
二 酸 化 窒 素 (NO _x)		○
光化学オキシダント (Ox)	○	

○：通知により定められた評価のうち、より一般的に用いられている方法

（「環境基準による大気汚染の評価」環境庁大気保全局長通知、昭和48年、昭和53年）

e. 長期的評価

物質名	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には、7日分の測定値）を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合には不適合と評価します。
一酸化炭素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	
二酸化窒素 (NO ₂)	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。

f. 長期的評価による環境基準適合状況

物質名	評価値	環境基準	評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.002ppm	0.04ppm	適合
一酸化炭素 (CO)	0.6ppm	10ppm	適合
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.043mg/m ³	0.10mg/m ³	適合
二酸化窒素 (NO ₂)	0.036ppm	0.06ppm	適合

※上記物質については、一般的に長期的評価により評価されます。

g. 短期的評価による環境基準適合状況

物質名	有効測定日数	適合日数	適合割合	有効測定時間	適合時間	適合割合	評価
一酸化炭素	363	363	100%	8656	8656	100%	適合
光化学オキシダント	364	265	72.8%	8684	8419	96.9%	不適合

※上記物質については、一般的に短期的評価により評価されます。

D. 武蔵野市の大気環境

市では、市役所西庁舎2階に大気汚染自動測定機を設置し、環境基準に定められた5物質のほか、気象条件等を常時測定しています。

二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の月変化 環境基準：0.04ppm

(単位：ppm)

	H23/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24/1	2	3	年
平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

平均値…日平均値の月平均値

SO₂は環境基準に適合しています。

一酸化炭素 (CO) 濃度の月変化 環境基準：10ppm

(単位：ppm)

	H23/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24/1	2	3	年
平均値	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3

平均値…日平均値の月平均値

COは、武蔵野市役所での測定開始以来、環境基準に適合しています。

浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の月変化 環境基準：0.10mg/m³(単位：mg/m³)

	H23/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24/1	2	3	年
平均値	0.018	0.023	0.025	0.015	0.020	0.015	0.021	0.025	0.011	0.011	0.016	0.016	0.018

平均値…日平均値の月平均値

SPMは、平成16年度以降、環境基準に適合しています。

二酸化窒素 (NO₂) 濃度の月変化 環境基準：0.06ppm

(単位：ppm)

	H23/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24/1	2	3	年
平均値	0.014	0.015	0.017	0.012	0.013	0.013	0.016	0.025	0.022	0.021	0.022	0.020	0.017

平均値…日平均値の月平均値

NO₂は、環境基準に適合しています。

光化学オキシダント (Ox) 濃度の月変化 環境基準 : 0.06ppm

(単位 : ppm)

	H23/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24/1	2	3	年
平均	0.037	0.035	0.030	0.022	0.026	0.017	0.024	0.013	0.012	0.015	0.019	0.027	0.023
最大値	0.076	0.096	0.103	0.091	0.114	0.085	0.068	0.049	0.037	0.036	0.051	0.061	0.114

平均…昼間の日平均値の月平均値 最大値…昼間の最大値の月最大値

Oxは、武蔵野市役所で測定開始以来、環境基準不適合が続いています。

E. これまでの大気環境

- a. 長期的評価による環境基準適合状況 ※SO
- ₂
- 、SPM、NO
- ₂
- は、一般的に長期的評価により評価されます。

年 度	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	
	評価値 (ppm)	評価	評価値 (mg/m ³)	評価	評価値 (ppm)	評価
19	0.003	◎	0.065	◎	0.041	◎
20	0.003	◎	0.056	◎	0.034	◎
21	0.003	◎	0.044	◎	0.039	◎
22	0.002	◎	0.049	◎	0.037	◎
23	0.002	◎	0.043	◎	0.036	◎

※◎は適合、×は不適合

- b. 短期的評価による環境基準適合状況 ※COとOxは、一般的に短期的評価により評価されます。

物質名	一酸化炭素					光化学オキシダント						
	1時間値の1日 平均値が10ppm を超えた日数	割合 (%)	1時間値 の8時間 平均値が 20ppmを超 えた回数	割合 (%)	評価	1時間値が 0.06ppmを 超えた時間 数	割合 (%)	1時間値が 0.12ppmを超 えた日数	割合 (%)	評価	最大値 (ppm)	光化学ス モッグ注 意報発令 回数
19	0	0	0	0	◎	311	3.7	3	0.8	×	0.156	13
20	0	0	0	0	◎	480	5.5	1	0.2	×	0.132	11
21	0	0	0	0	◎	352	4.0	4	1.1	×	0.128	5
22	0	0	0	0	◎	386	4.5	6	1.7	×	0.158	15
23	0	0	0	0	◎	265	3.1	0	0	×	0.114	12

※◎は適合、×は不適合

F. 気温について

- ①最高気温が36.9℃、真夏日が59日、熱帯夜は33日ありました。

※真夏日…最高気温が30℃以上の日 熱帯夜…最低気温が25℃以上の日

- ②最低気温は-3.5℃、冬日は32日でした。

※冬日…最低気温が0℃未満の日

- a. 気温の月変化

(単位 : °C)

	H23/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24/1	2	3	年計
最高気温	26.0	29.2	34.7	35.7	36.9	33.8	29.2	23.4	16.1	11.2	15.2	18.9	36.9
最低気温	2.1	11.8	12.0	17.2	19.1	14.9	9.0	4.4	-1.6	-3.0	-3.5	0.9	-3.5
平均気温	13.9	18.1	22.5	27.1	27.0	24.4	18.5	13.4	6.1	3.5	4.3	7.8	15.6

b. 気温の状況

年 度	最高気温 (℃)	真夏日 (日数)	熱帯夜 (日数)	最低気温 (℃)	冬日 (日数)	備考
19	36.2	60	34	-2.0	18	猛暑
20	36.5	57	12	-2.5	9	なし
21	34.9	47	7	-2.1	17	曇り日多い
22	38.0	76	46	-3.3	23	猛暑
23	36.9	59	33	-3.5	32	厳冬

G. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果光化学オキシダントなどが高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特によく晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

段 階	発令の基準	措 置		
		緊急時協力工場	自動車等	一 般
予 報	高濃度汚染が予想される時(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請
注 意 報	オキシダント濃度0.12ppm以上1時間	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	②屋外になるべく出ない
警 報	オキシダント濃度0.24ppm以上1時間	通常の燃料使用量より40%以上削減勧告		③屋外運動はさしひかえる
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上1時間	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべく要請	④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上			上記②～④について周知

平成10年4月1日から、都内の発令地域の区分が4区分から8区分へと改正されました。

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

※多摩北部地区＝武蔵野・小平・東村山・西東京・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	1	0	1	0	0	2	1	1	1	0
6月	3	0	2	3	3	2	1	2	1	3
7月	7	0	6	5	4	2	6	1	7	1
8月	6	4	3	2	7	7	2	1	4	7
9月	0	3	0	4	0	0	1	0	2	1
合計	17	7	12	14	14	13	11	5	15	12

H. ダイオキシン類調査

a. ダイオキシン類

ダイオキシン類は有機塩素系化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBの総称です。塩素の付く位置や数によってさまざまな異性体があります。なかでも2,3,7,8-四塩化ダイオキシンは、発ガン性や催奇形性を有し、皮膚、内臓障害をもたらす毒性物質といわれています。

ダイオキシン類は、他の多くの化学物質と異なり、製造を目的として生成されたものではなく、燃焼や化学物質製造の過程等で意図せず生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境中に排出されたものです。また、外因性内分泌かく乱化学物質としても問題となっています。

そこで、ダイオキシン類の環境中への排出を減らすため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、平成12年1月より施行されました。

b. ダイオキシン類対策特別措置法等による各種の基準値

<耐容1日摂取量>

耐容1日摂取量（TDI）	人の体重1kgあたり4ピコグラム（pg-TEQ/kg/日）
--------------	-------------------------------

※TDI…ヒトが一生にわたり連日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日当たりの摂取量です。ダイオキシン類のTDIについては、4pg-TEQ/kg/日（体重50kgの人では200pg）と設定されています。

※TEQ…ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性を換算した量です。

※pg=ピコグラム。1兆分の1g

<環境基準>

大気	1m ³ あたり0.6ピコグラム（pg-TEQ/m ³ ）以下（年平均値）
水質	1リットルあたり1ピコグラム（pg-TEQ/L）以下（年平均値）
土壌	1gあたり1,000ピコグラム（pg-TEQ/g）以下

c. 東京都によるダイオキシン類調査結果

東京都により都内全域の大気・土壌・地下水・公共用水域のダイオキシン類の調査が行われました。武蔵野市内でも市立第五小学校で大気の調査が行われ、その結果は以下のとおりです。

<大気における測定結果（速報値）>

単位：pg-TEQ/m³

調査点	H23.5/18～25	8/10～17	11/17～24	H24.2/1～8	平均値
第五小	0.021	0.021	0.039	0.077	0.040

※市立第五小学校の平均値…20年度平均0.042、21年度平均0.038、22年度平均0.037

※クリーンセンター各種ダイオキシン類の測定結果はP.86を参照

I. アスベスト調査

大気中のアスベストを毎年調査しています。昨今、取扱者や作業員、周辺の住民への被害が問題化し、関連法と解体時等の規制が強化されています。（大気汚染防止法基準：敷地境界10本/L）

<大気中のアスベスト調査結果>

単位 繊維/L

採取月日	H23.5.25	H23.8.29	H23.11.25	H24.2.24	平均
石綿	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

採取場所 市役所 百葉箱前

吸引時間4時間 吸引ガス量2.4L

No.	6-3	事業名	アルカリろ紙による窒素酸化物調査
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 調査目的

市役所庁舎2階に自動測定機を設置して、常時大気汚染の状況を監視していますが、さらに市内の他の地点でも大気汚染の様子を調べるため、市役所庁舎以外にも、昭和58年度以降下記の測定地点で、それぞれ年間を通じて、月ごとの窒素酸化物濃度をアルカリろ紙を用いて調査しています。

測定地点および測定結果										単位 (mg/100cm ² /日)			
	H23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24年 1月	2月	3月	平均
①成蹊学園	<0.003	<0.003	<0.003	<0.004	<0.003	0.003	<0.003	0.005	0.009	0.006	0.006	<0.003	0.004
②光専寺	<0.003	<0.003	0.003	0.005	0.004	0.006	0.003	0.009	0.012	0.009	0.009	<0.003	0.006
③本宿小学校	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	<0.003	0.005	0.009	0.007	0.006	<0.003	0.007
④武蔵野公会堂	<0.003	<0.003	<0.003	0.005	0.003	0.006	0.004	0.011	0.015	0.012	0.010	<0.003	0.007
⑤境南保育園	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.005	0.009	0.006	0.003	<0.003	0.004
⑥桜堤団地	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.004	0.005	0.010	0.006	0.006	<0.003	0.005
⑦第六中学校	<0.003	<0.003	<0.003	0.004	<0.003	0.004	<0.003	0.003	0.011	0.007	0.007	<0.003	0.005
⑧武蔵野市役所	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.009	0.006	0.006	<0.003	0.004
⑨武蔵野警察署前	<0.003	0.003	0.006	0.010	0.016	0.011	0.008	0.019	0.019	0.015	0.015	0.006	0.011
⑩市民文化会館前	<0.003	<0.003	<0.003	0.004	<0.003	0.004	<0.003	0.007	0.012	0.006	0.007	<0.003	0.005
月平均	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004	0.008	0.012	0.008	0.008	0.003	0.006

※分析可能な最小限度は0.003。月別・地点別平均の算出に当たり<0.003は0.003として算出。

※アルカリろ紙を用いた大気汚染度の測定法：アルカリ液を含浸したろ紙を1か月大気中に放置して、窒素酸化物を捕集し測定する方法。大気汚染の経年比較、測定地点相互の比較を行う際に有効な測定方法です。

B. 測定結果の概要

月別の比較では、11月から2月までの冬季に特に高い濃度を示しています。
また、測定地点別に見ると武蔵野警察署前が突出しています。これは他の地点と異なり、交差点の中央に測定点を設置しているためと考えられます。

過去5年間の比較では、大きな変動はなく、おおむね横ばいとなっています。

No.	6-4	事業名	簡易カプセルによる二酸化窒素調査
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 調査目的

武蔵野市内の大気汚染の状況を細かく調べるため、市内町丁目ごとに交差点・道路沿道・後背地を選び出し、各地点での二酸化窒素の濃度を調査しています。毎年環境月間の行事の一環として、公害監視連絡員の協力を得て実施しています。

平成5年度からは、大気汚染が最も深刻になる冬季にも調査を実施することとし、11月末から12月始めにも行っています。天谷式簡易カプセルを使用して調査しています。

B. 測定年月日

①平成23年5月30日（月）午後3時から5月31日（火）午後3時まで

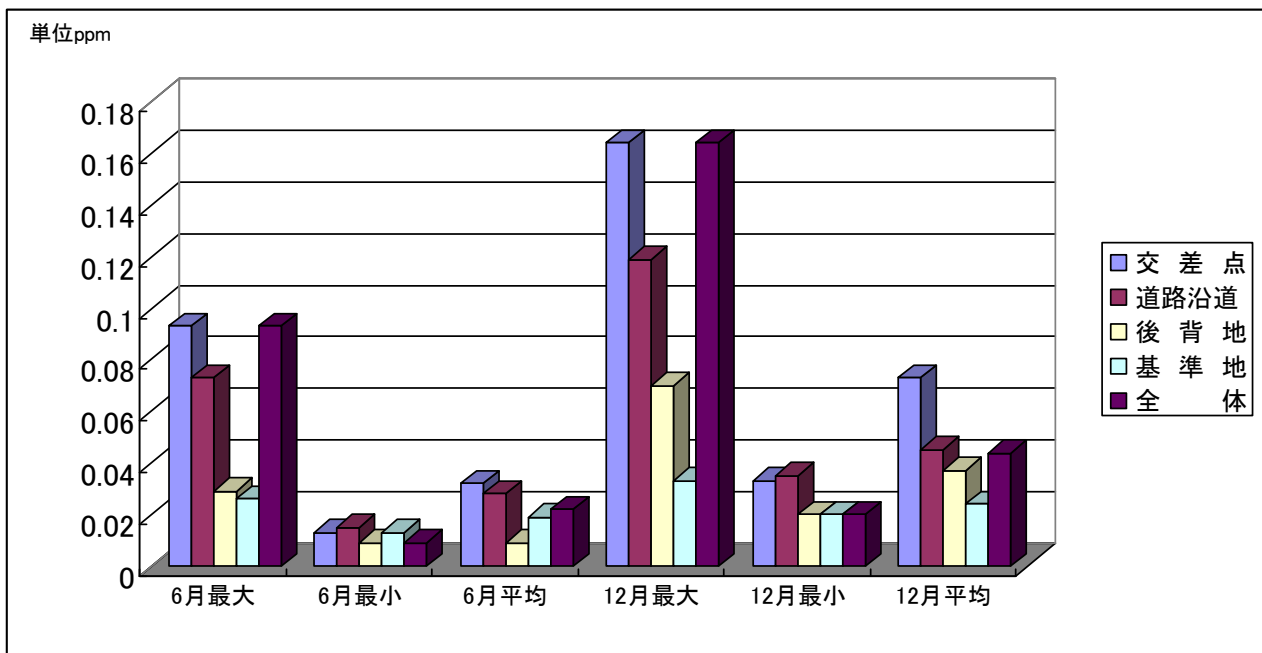
②平成23年11月28日（月）午後3時から11月29日（火）午後3時まで

測定結果

単位：ppm

	6月期				12月期			
	最大	最小	平均	測定地点数	最大	最小	平均	測定地点数
交 差 点	0.093	0.013	0.032	55	0.164	0.033	0.073	54
道路沿道	0.073	0.015	0.028	49	0.119	0.035	0.045	49
後 背 地	0.029	0.009	0.009	59	0.070	0.020	0.037	58
基 準 地	0.026	0.013	0.019	2	0.033	0.020	0.024	2
全 体	0.093	0.009	0.022	165	0.164	0.020	0.044	165

※地点数は交差点、沿道、後背地にも含まれます。



簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果（夏＝平成 23 年 5 月 30 日～5 月 31 日 冬＝平成 23 年 11 月 28 日～11 月 29 日）

No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬
1	交	八幡宮前 (北東)	0.054	0.056	31	交	成蹊通り	0.033	0.072	61	沿	中町2-9	0.031	0.089
2	沿	吉祥寺東町 1-9	0.026	0.054	32	沿	吉祥寺本町 3-11	0.026	0.106	62	後	中町2-1 5	0.018	0.035
3	後	吉祥寺東町 1-15	0.013	0.051	33	後	吉祥寺本町 3-13	0.009	0.041	63	交	日本たばこ 産業前	0.049	0.095
4	交	四軒寺 (東)	0.026	0.131	34	沿	吉祥寺本町 4-17	0.024	0.095	64	沿	中町3-9	0.026	0.062
5	後	吉祥寺東町 2-22	0.013	0.038	35	後	吉祥寺本町 4-19	0.013	0.030	65	後	中町3-1 2	0.031	0.046
6	交	法政通り交 差点	0.024	0.092	36	交	四軒寺 (西)	0.038	0.112	66	交	中央通り (南西)	0.038	0.051
7	沿	吉祥寺東町 3-6	0.026	0.072	37	沿	吉祥寺北町 1-18	0.029	0.104	67	沿	西久保1- 3	0.035	0.064
8	後	吉祥寺東町 3-12	0.013	0.038	38	後	吉祥寺北町 1-17	0.015	0.033	68	後	西久保1- 6	0.026	0.043
9	沿	吉祥寺東町 4-12	0.015	0.035	39	交	練馬境	0.024	0.089	69	交	西久保2- 3	0.040	0.086
10	後	吉祥寺東町 4-9	0.029	0.038	40	沿	吉祥寺北町 2-1	0.024	0.095	70	沿	西久保2- 14	0.040	0.0732
11	交	吉祥寺駅前	0.078	0.086	41	後	吉祥寺北町 2-13	0.018	0.038	71	後	西久保2- 24	0.035	0.035
12	沿	吉祥寺南町 1-7	0.042	0.092	42	交	吉祥寺北町	0.035	0.104	72	交	武蔵野中央 (南西)	0.044	0.059
13	後	吉祥寺南町 1-20	0.013	0.030	43	沿	吉祥寺北町 3-5	0.051	0.092	73	沿	西久保3- 23	0.022	0.101
14	交	井の頭線ガ ード下	0.093	0.164	44	後	吉祥寺北町 3-9	0.013	0.033	74	後	西久保3- 10	0.020	0.041
15	沿	吉祥寺南町 2-13	0.022	0.083	45	交	武蔵野中央 (北東)	0.054	0.056	75	交	西久保三丁 目	0.042	0.095
16	後	吉祥寺南町 2-19	0.015	0.030	46	沿	吉祥寺北町 4-11	0.042	0.092	76	後	緑町1-6	0.013	0.038
17	交	前進座前 (南)	0.022	0.081	47	後	吉祥寺北町 4-9	0.015	0.030	77	交	緑町一丁目	0.024	0.083
18	沿	吉祥寺南町 3-32	0.018	0.051	48	交	市役所前	0.035	0.089	78	沿	緑町2-4	0.029	0.081
19	後	吉祥寺南町 3-22	0.009	0.025	49	沿	吉祥寺北町 5-11	0.026	0.056	79	後	緑町2-3	0.013	0.043
20	交	前進座前 (北)	0.031	0.072	50	後	吉祥寺北町 5-2	0.009	0.041	80	交	市営プール 前	0.031	0.051
21	後	吉祥寺南町 4-20	0.015	0.041	51	交	吉祥寺駅前	0.033	0.067	81	後	緑町3-5	0.011	0.033
22	交	松庵小前	0.031	0.095	52	沿	御殿山1- 7	0.026	0.109	82	交	関前三丁目 (北)	0.031	0.075
23	沿	吉祥寺南町 5-4	0.035	0.112	53	後	御殿山1- 5	0.018	0.035	83	沿	八幡町1- 2	0.022	0.106
24	後	吉祥寺南町 5-11	0.013	0.049	54	交	むらさき橋	0.018	0.054	84	後	八幡町1- 4	0.015	0.043
25	交	吉祥寺駅東 口	0.049	0.115	55	沿	御殿山2- 12	0.022	0.070	85	交	伏見通り	0.040	0.072
26	沿	吉祥寺本町 1-12	0.031	0.083	56	後	御殿山2- 9	0.018	0.041	86	沿	八幡町2- 3	0.049	0.070
27	後	吉祥寺本町 1-30	0.020	0.070	57	交	三鷹駅前	0.035	0.049	87	後	八幡町2- 4	0.026	0.025
28	交	八幡宮前 (南西)	0.018	0.095	58	交	平沼園	0.031	0.064	88	交	女子学院前	0.022	0.067
29	沿	吉祥寺本町 2-3	0.044	0.119	59	後	中町1-2 3	0.022	0.059	89	沿	八幡町3- 5	0.020	0.078
30	後	吉祥寺本町 2-28	0.022	0.062	60	交	中央通り (北東)	0.044	0.083	90	後	八幡町3- 3	0.013	0.038

(単位 : ppm)

No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬
91	交	武蔵野北高前	0.033	0.086	121	交	職業訓練校前	0.018	0.033	151	後	吉祥寺北町3-15	0.009	0.035
92	沿	八幡町4-27	0.026	0.072	122	沿	境5-6	0.018	0.056	152	後	小金井公園	0.013	0.028
93	後	八幡町4-4	0.022	0.028	123	後	境5-11	0.026	0.030	153	沿	境2-24	0.026	0.072
94	交	桜橋	0.049	0.081	124	交	境 橋 (南西)	0.026	0.070	154	後	境2-19	0.026	0.035
95	沿	関前1-9	0.073	0.098	125	沿	桜堤1-7	0.022	0.062	155	交	関前3-17	0.022	0.035
96	後	関前1-3	0.015	0.035	126	後	桜堤1-7	0.011	0.030	156	交	関前2-7	0.026	0.046
97	交	関前2-1	0.013	0.041	127	交	くぬぎ橋	0.035	0.070	157	交	関前2-9	0.018	0.056
98	沿	関前2-17	0.015	0.046	128	沿	桜堤2-9	0.015	0.035	201	後	成蹊学園	0.013	0.023
99	後	関前2-15	0.011	0.030	129	後	桜堤2-11	0.009	0.038	202	沿	光専寺	0.031	0.098
100	交	関前三丁目(南)	0.026	0.051	130	交	桜堤3-1	0.026	0.075	203	後	本宿小学校	0.018	0.043
101	沿	関前3-3	0.022	0.067	131	沿	桜堤3-23	0.026	0.078	204	沿	武蔵野公会堂	0.024	0.046
102	後	関前3-30	0.011	0.025	132	後	桜堤3-2	0.022	0.038	205	後	境南保育園	0.018	0.038
103	交	関前4-1	0.047	0.070	133	交	日赤前	0.013	-	206	後	桜堤団地	0.022	0.056
104	沿	関前4-11	0.031	0.062	134	沿	境南町1-7	0.035	0.089	207	後	第六中学校	0.013	0.038
105	後	関前4-3	0.018	0.051	135	後	境南町1-11	0.018	0.030	208	沿	市民文化会館前	0.022	0.067
106	交	境 橋 (北東)	0.035	0.119	136	交	境駅前	0.022	0.081	209	交	武蔵野警察署前	0.024	0.083
107	沿	関前5-19	0.049	0.078	137	交	境南町2-9	0.029	0.072	148	基	五小	0.015	0.033
108	後	関前5-15	0.018	0.043	138	後	境南町2-15	0.013	0.038				0.015	0.030
109	交	境一丁目	0.018	0.095	139	交	境南四丁目(北東)	0.024	0.046				0.015	0.030
110	沿	境1-16	0.035	0.112	140	沿	境南町3-17	0.018	0.098				0.015	0.025
111	後	境1-20	0.013	0.035	141	後	境南町3-14	0.018	0.025				0.013	0.025
112	交	境三丁目(南西)	0.035	0.056	142	交	境南町4-9	0.020	0.043	149	基	井の頭公園	0.026	0.023
113	沿	境2-8	0.015	0.051	143	沿	境南町4-21	0.022	0.051				0.024	0.020
114	後	境2-6	0.013	-	144	後	境南町4-13	0.013	0.028				0.022	0.020
115	交	境三丁目(北東)	0.022	0.054	145	交	境南四丁目(南西)	0.022	0.056				0.020	0.020
116	沿	境3-16	0.031	0.070	146	沿	境南町5-2	0.020	0.043	150	基	市役所	0.020	0.020
117	後	境3-10	0.009	0.025	147	後	境南町5-5	0.020	0.020				0.018	0.020
118	交	武蔵野二小前	0.022	0.056	148	基	五小	0.015	0.029				0.022	0.035
119	沿	境4-10	0.020	0.056	149	基	井の頭公園	0.022	0.021				0.015	0.035
120	後	境4-5	0.018	0.028	150	基	市役所						0.013	0.033
												平均	0.014	0.035

夏：市役所測定室 24 時間平均濃度 0.014ppm、捕集管基準値 0.70 μg 、係数 0.020
冬：市役所測定室 24 時間平均濃度 0.035ppm、捕集管基準値 2.26 μg 、係数 0.015

No.	6-5	事業名	交差点環境調査
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 調査目的

幹線道路の交差する市内の主要な交差点5ヵ所の大気汚染状況を把握するため、汚染の最も深刻となる冬季に調査しています。

B. 調査期日および調査方法

平成23年11月28日（月）午後3時～30日（水）午後3時の連続3日間

- a. 二酸化窒素 交差点に東西南北の4方向から進入する道路それぞれの沿道、後背地（沿道から20メートル程度奥まった場所）計8ヵ所、及び交差点中央の1ヵ所、合計9ヵ所に簡易カプセルを設置し、24時間ごとに交換して3日間連続測定。
- b. 風 速 市役所測定室 1時間値の1日平均値。

C. 測定結果の概要（単位：ppm）

1日目（11月28日・月） 天候：晴れ 市役所測定室 二酸化窒素0.033ppm 風速1.2m/s

交差点名	東 進		南 進		西 進		北 進		交差点 中 央
	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	
吉祥寺駅前	0.095	0.033	0.078	0.033	0.038	0.056	0.070	0.041	0.081
八幡宮前	0.078	0.078	0.098	0.043	0.101	0.035	0.059	0.030	0.038
武蔵野中央	0.062	0.028	0.070	0.028	0.089	0.030	0.056	0.035	0.070
中央通り	0.070	0.038	0.070	0.038	0.059	0.025	0.092	0.049	0.096
柳 橋	0.078	0.041	0.083	0.041	0.062	0.025	0.067	0.035	0.067

2日目（11月29日・火） 天候：晴れ 市役所測定室 二酸化窒素0.036ppm 風速2.4m/s

交差点名	東 進		南 進		西 進		北 進		交差点 中 央
	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	
吉祥寺駅前	0.120	0.046	0.094	0.043	0.052	0.082	0.082	0.046	0.112
八幡宮前	0.088	0.088	0.101	0.049	0.098	0.049	0.079	0.043	0.062
武蔵野中央	0.076	0.037	0.088	0.031	0.111	0.031	0.085	0.040	0.082
中央通り	0.094	0.046	0.049	0.049	0.064	0.037	0.091	0.031	0.122
柳 橋	0.064	0.034	0.088	0.052	0.076	0.029	0.073	0.052	0.069

3日目（11月30日・水） 天候：晴れ 市役所測定室 二酸化窒素0.024ppm 風速2.6m/s

交差点名	東 進		南 進		西 進		北 進		交差点 中 央
	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	
吉祥寺駅前	0.059	0.039	0.044	0.028	0.035	0.032	0.066	0.025	0.066
八幡宮前	0.035	0.061	0.047	0.044	0.059	0.037	0.051	0.032	0.024
武蔵野中央	0.032	0.028	0.081	0.018	0.054	0.051	0.061	0.035	0.073
中央通り	0.047	0.025	0.044	0.039	0.042	0.042	0.047	0.025	0.059
柳 橋	0.028	0.025	0.047	0.042	0.051	0.028	0.061	0.051	0.064

No.	6-6	事業名	道路交通騒音・振動調査
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは「好ましくない音」、「不必要な音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でもその時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。騒音は会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感を増したり気分を不安定にする等精神面での影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高さによって人の耳は感じ方が違います。このため騒音を測定する際は、人の耳の感じ方に合わせ補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさはその振幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

音のめやす

デシベル	め や す
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車の通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内、ピアノ
80	地下鉄の車内（窓を開けたとき）
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

振動のめやす

デシベル	め や す
90	家屋が激しく揺れ、すわりのわるいものが倒れる。
80	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと音をたてる。
70	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く。
60	静止している人にだけ感じる。
50	人体に感じない程度。

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに環境確保条例第 136 条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準（敷地の境界における騒音の大きさ（デシベル））

区 域 \ 時 間 別	朝	昼	夕	夜
	午前 6 時 ～午前 8 時	午前 8 時 ～午後 7 時	午後 7 時 ～午後 11 時	午後 11 時 ～翌午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	40	45	40	40
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域	45	50	45	45
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	55	午前 8 時～午後 8 時 60	午後 8 時～午後 11 時 55	50

（環境確保条例第 136 条）

日常生活などにおける振動の規制基準（敷地の境界における振動の大きさ（デシベル））

区 域 \ 時 間 別	昼 間	夜 間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域	60	55
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	午前 8 時～午後 8 時 65	午後 8 時～翌日午前 8 時 60

（環境確保条例第 136 条）

自動車騒音要請限度 単位：デシベル

区域 の 区分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～翌 6 時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車 線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車 線	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第 1 種住居地域	1 車 線	65	55
	第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車 線 2 車線以上 近接区域	75	70
記 事	・車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道を言う。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。			

（騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令）

（騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等）

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
	あ て は め 地 域	8 時	19 時	8 時	
			昼 間	夜 間	
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域				
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域 用途地域の定めのない地域				
第2種 区 域	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域 工業地域				
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。					

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

「現象別公害苦情受付状況（71 頁）」を見ても明らかのように、「騒音」・「振動（特に騒音）」に関する問題が突出しています。（「その他」を除く。）これは騒音・振動が、各種の公害の中でも日常生活に関係が深いことや、住宅の密集・交通量・建設工事等によるものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施、施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削など、機械を使用して著しい騒音・振動を発生する作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づき事前の届け出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法により「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう要請できることとなっています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器、冷暖房機器等から出る日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となっています。

環境確保条例により、拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用については規制を行っていますが、日常生活に伴う騒音については、一律的な規制になじみにくい面があります。隣人に対するこころづかいや、ちょっとした工夫で必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 測定方法

- ・騒音……各調査地点の道路端（車歩道境界）、地上1.5～1.6mの高さで10分ごとに測定
- ・振動……各調査地点の道路端（車歩道境界）で1時間ごとに測定

道路交通騒音振動調査結果

調査地点 (地域区分)	測定年月日	区分	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)	
			等価騒音 レベル	要請限度	80%レン ジ上端値	要請限度
第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町 1-23 (第2種中高層)	平成24年 2月16日 (木)	昼	64	75	45	65
		夜	60	70	38	60
井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山 1-19 (第1種低層住居)	平成24年 2月15日 (水)	昼	71	75	54	65
		夜	69	70	49	60
横河電機前 井の頭通り 中町 2-10 (準工業)	平成24年 2月20日 (月)	昼	68	75	44	70
		夜	68	70	43	65
中央通り公園前 三鷹通り 中町 3-4 (近隣商業)	平成24年 2月21日 (火)	昼	67	75	48	70
		夜	62	70	43	65
市民文化会館前 五日市街道 中町 3-9-11 (近隣商業)	平成24年 2月27日 (月)	昼	68	75	48	70
		夜	66	70	45	65
障害者福祉センター 北ホール前 都道7号線 八幡町 2-5-3 (第1種住居)	平成24年 3月7日 (水)	昼	66	75	43	65
		夜	61	70	38	60
境浄水場前 武蔵境通り 関前 1-9 (近隣商業)	平成24年 3月1日 (木)	昼	70	75	51	70
		夜	67	70	44	65
井口新田バス停前 天文台通り 境南町 5-10 (第1種住居)	平成24年 3月12日 (月)	昼	65	75	49	65
		夜	61	70	44	60

b. 調査結果の概要

全調査地点で、騒音・振動ともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となっています。

No.	6-7	事業名	地下水汚染対策、有機塩素系溶剤使用事業者の実態調査
	6-8	担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 地下水汚染

地下水は、古来、都市の中にある身近な水資源として大切に使われてきました。武蔵野市では、水道水源の約7割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかなっています。また、市内に約150か所の民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち約60か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、武蔵野市では地下水は貴重な水資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機構（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、すぐれた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年水道水および使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。さらに平成11年2月に、これまで要監視項目であったほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が新たに環境基準に追加されました。

地下水環境基準＜健康項目＞のうち有機塩素系化合物の基準値

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
トリクロロエチレン	0.03mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L	シス 1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、ジクロロメタンの4物質は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壌に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲用することは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲用する場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	ジクロロメタン
別 名	トリクレン	パークレン	メチルクロロホルム	塩化メチレン
示 性 式	$\text{CHCl}_2=\text{CCl}_2$	$\text{CCL}_2=\text{CCl}_2$	CH_3-CCl_3	CH_2-Cl_2
性 状	クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88℃	エーテル様臭気 水に難溶 比重1.62 沸点121℃	甘い臭気 水に難溶 比重1.35 沸点74℃	芳香性の臭気 水に難溶 比重1.32 沸点40℃
用 途	・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤	・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄	・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング	・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤

C. 武蔵野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。平成22年度の武蔵野市の実施結果は以下のとおりです。

平成23年度地下水モニタリング調査結果（調査地点数 91 か所）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準を超過した井戸	0 (0%)	14 (16%)	0 (0%)
0.1mg/L 以上	0	0	0
0.01～0.1mg/L	0	14	0
検出限界～0.01mg/L	0	14	6
検出限界以下	85	35	81
最大値	0.005mg/L	0.017mg/L	0.0005mg/L
地下水環境基準	0.03mg/L	0.01mg/L	1 mg/L

上記のように、平成23年度はテトラクロロエチレンが14か所の井戸で基準を超過していました。汚染は市内全体にみられます。過去10年間の調査では、毎年多少の変動はありますが、環境基準を超過した井戸の数・率は横ばいの状況です。原因は過去、管理上の問題で地下に浸透した影響が考えられます。

平成19年度以降の調査結果で地下水環境基準を超過した地点数の経年変化は以下のとおりです。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武蔵野市実施）

年 度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
19	94	1 (1%)	38 (40%)	0 (0%)
20	94	1 (1%)	33 (35%)	0 (0%)
21	96	1 (1%)	33 (34%)	0 (0%)
22	91	0 (0%)	31 (34%)	0 (0%)
23	87	0 (0%)	14 (16%)	0 (0%)

市内の浅井戸は、有機溶剤中、テトラクロロエチレンによる地下水汚染について、顕著な悪化は見受けられませんが、改善も見られない状況にあります。浅井戸の定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通し、地下水汚染の拡大防止に努めます。

No.	6-9	事業名	市の酸性雨の状況の把握
		担当部門	環境生活部 環境政策課

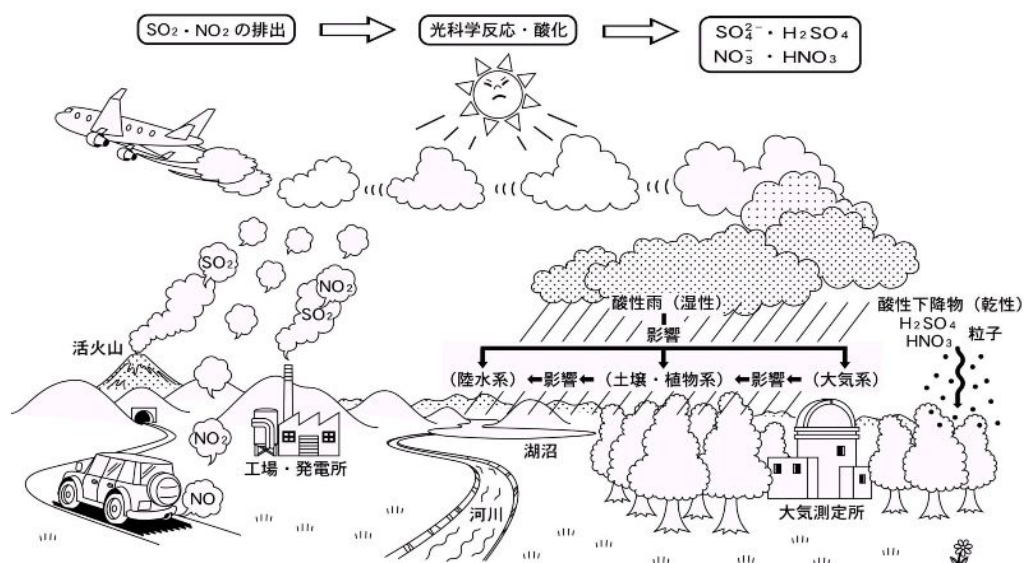
A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるものです。酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物(SO_x)・窒素酸化物(NO_x)から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車（特に大型貨物車）、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の約5割強が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態で地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。酸性雨発生の機構を次の図で模式的に示します。

酸性雨発生の機構



B. 日本における酸性雨の実態

環境庁(現環境省)は昭和58年以来、酸性雨対策調査を行っており、その調査によると、ほぼ全国的に、pH 4 台の酸性の強い降雨が観測され、次のことが明らかになっています。

- ・わが国の降雨は、酸性の強さが概ね横ばいで、その強さは欧米とほぼ同程度です。
- ・日本海側で秋から冬にかけて硫酸イオン濃度が高いことは、原因物質等が季節風に乗って大陸から運ばれてきている可能性を示唆しています。
- ・積雪地域で、春先の短期間に酸性成分を多く含む融雪水が流れることが確認され、今後の植生・土壌への影響が心配されます。
- ・原因不明の樹木衰退が報告されており、酸性雨との関係が否定できません。

現在も引き続き、大気・陸水・土壌・植生のモニタリング、陸水や森林生態系に対する影響等の調査が実施されています。

C. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。月ごとの降水のpH及び降水量と経年変化は、以下のとおりです。

平成 23 年度 月ごとの降水の pH および降水量

年月	降水回数	降水量(mm)	pH			導電率 (μS/cm)		
			最小	最大	平均	最小	最大	平均
23.4	6	68.0	4.3	4.9	4.6	15	102	34
5	9	235.0	4.0	6.2	4.7	9	82	19
6	14	116.0	3.8	5.4	4.4	6	149	31
7	6	93.5	4.7	5.5	5.2	17	45	27
8	8	117.5	4.7	5.9	5.2	11	104	18
9	11	227.5	4.9	6.0	5.5	15	143	26
10	6	118.0	4.6	6.0	5.3	3	71	14
11	7	89.0	4.4	5.7	5.2	9	120	21
12	3	56.0	4.6	5.6	5.2	4	54	11
24.1	2	55.5	5.0	5.2	5.2	17	25	20
2	7	84.0	4.8	5.8	5.1	7	61	19
3	7	121.0	10.3	15.7	12.4	11	47	17
年間	86	1,381.0	3.8	15.7	4.9	3	149	22

※導電率…単位距離あたりの電気抵抗の逆数を表します、数値が大きいくほど電気がとおりやすい(雨の中の不純物が多い)ため汚れていると考えられます。(S=ジーメンズ 電気抵抗Ωの逆数)

平成 23 年度は年間降水量が 1,381.0mm で少なめの降雨量です。ただし、市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定
のバックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくま
で参考データとして見る必要があります。降水の pH は 0.5mm 降水毎に自動測定されています。

降雨測定項目の経年変化

年 度	降水回数	降水量 (mm)	pH			導電率 (μ S/cm)		
			最小	最大	平均	最小	最大	平均
19	94	1,388.0	3.9	6.4	4.7	5	465	26
20	96	1,874.5	3.57	6.10	4.5	3	144	21
21	89	1,580.5	3.5	6.2	4.7	3	127	17
22	86	1,514.5	3.8	6.8	4.7	1	228	17
23	86	1,381.0	3.8	15.7	4.9	3	149	22

D. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸
性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下
物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる 0 から 14 の間の数
値で示され、7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強くなり、7 より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的
に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響で pH5.6 前後といわれており、これより pH が低い場合を酸性雨
と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壌を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下
水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることになります。

② 生活環境の維持

No.	6-10	事業名	公害苦情処理
		担当部門	環境生活部 環境政策課

A. 公害苦情受付状況

平成 23 年度に環境政策課で受け付け、現場確認後に処理した公害関係の苦情は 459 件です。苦情の中で顕著なことは、建設解体工事関連が多く、従前は公害として捉えられなかった生活型であるその他の苦情相談件数の比重が高くなっています。また、東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射線に関する問い合わせや相談も数多く寄せられました。

公害の典型的な発生源としての工場や指定作業場、あるいは事業活動によるものは、建設工事を除き少なくなっています。事業所は周辺に公害を発生させないことが定着しつつあると考えられます。

典型 7 公害に分類されない「その他」の件数の増加は、具体的には、近隣間の生活による騒音、空き地や空家の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境、管理不足による衛生問題、犬猫による鳴き声、悪臭、あるいは自然生物（蜂・カラスを除く）での苦情や問い合わせの増加によるものです。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、いずれも生活する上で止むを得ないものがあることから、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。しかし、発生者と被害者の感じ方や受け止め方の違い、猫の糞など衛生面での相談や申し出が多くなっていると推察できます。

街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取扱い方や使用時間、設置場所などが思わぬところで隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良い人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害苦情受付状況

年 度	工 場	指 定 作 業 場	建 設 作 業	一 般 家 庭	飲 食 店 ・ 喫 茶 店	商 店 ・ デ パ ー ト	空 地 ・ 害 虫 他	放 射 線	計
19	1	8	53	118	11	4	73	－	268
20	0	3	42	118	5	0	77	－	245
21	0	4	27	154	8	2	55	－	250
22	0	0	34	61	2	0	151	132	380
23	3	1	20	58	3	0	84	290	459

(同一場所で複数の案件が発生した場合は 1 案件で表示)

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する対策として、市は、市内の土壌中の放射性物質・空間放射線量の継続的な測定、空間放射線量に関する市の基準値を上回った箇所の低減対策、小型簡易線量計の市民への貸出等を行いました。

放射線対策に関する詳細な内容については、別途、事務報告書（平成 23 年度版）に掲載しています。

現象別公害苦情受付状況

年 度	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	計
19	19	21	0	25	0	79	16	108	268
20	9	6	0	11	0	95	6	118	245
21	15	7	0	18	0	80	13	117	250
22	5	10	0	10	0	41	10	172	248
23	1	5	0	5	0	24	8	126	169

No.	6-11	事業名	スズメバチ等の駆除
		担当部門	環境生活部 環境政策課

スズメバチ類は、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強い
ため、危険と判断した場合に巣の駆除を行っています。平成19年度からは補助金方式による駆除に変更しました。
駆除数は、天候の影響により変動します。

駆除実績

年 度	19	20	21	22	23
駆除数	38	91	56	59	76

③ 水の安定供給

No.	6-12	事業名	直結給水の推進
		担当部門	水道部 工務課

直結給水（直圧・増圧）方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、
安全でおいしい水の安定供給を図ります。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行います。ま
た、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進します。

年 度	19	20	21	22	23
直結給水建物件数	67	46	51	50	70
増圧ポンプ設置建物件数	63	46	41	45	30

No.	6-13	事業名	揚水量の確保
		担当部門	水道部 工務課

取水量（市内の水源＝井戸からの取水量）及び都受水量（利根川水系及び多摩川水系の水）

年 度	取水量(m ³)	受水量(m ³)	合計(m ³)	給水量(m ³)
19	13,618,243	5,205,300	18,823,543	18,823,543
20	13,270,981	4,980,100	18,251,081	18,251,081
21	14,776,130	3,399,400	18,175,530	18,175,530
22	14,319,998	3,762,100	18,082,098	18,082,098
23	14,349,170	3,397,900	17,747,070	17,747,070

市内水源における、地下水位の変動

年 度	19	20	21	22	23
水源平均海拔 (m)	59.7	59.6	59.6	59.6	59.6
平均自然水位 (海拔)	4.8	5.6	5.5	6.2	8.4
水位 (地下m)	54.9	54.0	54.1	53.4	51.2

※地下水揚水規制を行なった昭和47年における自然水位 海拔－14.7m

No.	6-14	事業名	耐震管網の整備
		担当部門	水道部 工務課

平時はもとより災害時にも、安全でおいしい水の安定供給を確保するために、新設及び耐震性に劣る配水管（铸铁管、ビニール管）を、耐震性ダクタイル铸铁管に取替え、配水管網の整備を図ります。

年 度	管路延長 (m)	耐震管路延長 (m)	耐震化率 (%)
19	289,923.6	89,291.9	30.8
20	292,061.0	97,463.7	33.4
21	293,694.1	109,489.7	37.3
22	293,917.2	114,284.5	38.9
23	294,859.1	120,360.9	40.8

No.	6-15	事業名	漏水防止対策の実施
		担当部門	水道部 工務課

道路下に埋設されている施設等の漏水調査を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有収率の向上を図ります。

年度	漏水調査件数	漏水発見件数	漏水防止調査距離 (km)
19	66,336	689	224.5
20	66,397	620	305.3
21	66,431	640	228.5
22	51,183	796	287.5
23	50,958	752	299.5

No.	6-16	事業名	森林整備等の実施
		担当部門	水道部 総務課

多摩地域の森林を守り健全に育成し、森林のもつ水源かん養機能を高め、水資源を確保していくために、桧原村にある「時坂の森」を整備しています。武蔵野市水道の森整備事業として、10年計画で行っています。

平成23年度 活動実績

財団法人 東京都農林水産振興財団事業への支援、森林整備、森林施業（造林） 等

④ 水の循環システムの確立

No.	6-17	事業名	透水性舗装の整備
		担当部門	都市整備部 道路課

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

年 度	19	20	21	22	23
舗装面積 (㎡)	2,210	5,109	7,729	10,991	9,927

No.	6-18	事業名	雨水浸透施設の設置
		担当部門	都市整備部 下水道課

河川への雨水流出を抑制し都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を、平成8年4月に「雨水流出抑制施設設置要綱」、「雨水浸透施設助成金交付要綱」を制定し、雨水流出抑制施設の普及に努めています。

雨水浸透施設の設置助成

年 度	19	20	21	22	23
年度別助成金 申請件数	11 件	26 件	19 件	13 件	45 件
浸透ます	50 個	102 個	71 個	57 個	184 個
浸透トレンチ	26. 0m	173. 4m	57. 2m	0. 0m	37. 0m

※浸透トレンチ＝掘削した溝に砕石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填砕石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

7 公共施設における創エネ・省エネ・省資源の推進

No.	7-1	事業名	庁舎における省エネルギー・省資源の取組
		担当部門	財務部 管財課

A. 庁舎の節電の徹底

地球環境への負荷軽減と、経費節減のため、省エネルギー対策を継続して実施しました。本庁舎においては、平成8年以来、節電について周知を図っていますが、平成11年11月に改めて、①昼休み等勤務時間外の照明を必要最小限に抑え、机上のスタンド等の不要な照明は消灯すること、②最後の退庁者は、必ず消灯して退庁すること、③OA機器は不使用時には、電源を切ることを周知徹底しました。さらに、平成12年度から平成13年度にかけて、本庁舎の照明機器を全館省エネタイプに取り替え、反射板、紐スイッチの取り付けを機に、節電の周知を図りました。

平成15年度からは夏期省エネ推進月間を、平成16年度からは冬期省エネ推進月間を設定し、室温28℃設定と軽装執務励行、エレベータ1基停止等により省エネを推進しています。

平成23年度は、東日本大震災後の電力不足を受け、さらなる節電対策により、夏期は前年度比約23%の削減を達成しました。

B. 省エネルギーのための設備改修

竣工後25年以上が経過し、劣化が進む市庁舎空調設備の改修工事を、平成13年度から平成15年度の3カ年をかけて実施しました。改修工事にあたっては、環境と省エネルギーに配慮した改修を行うこととし、平成13年度にはエネルギー源としての太陽光発電設備（多結晶型太陽光システムパネル300枚）を車庫棟二階に設置し、年間約30,000kWhの電力をまかなえるようにしました。平成14年度には、クリーンセンターの廃熱蒸気を利用するため、蒸気管理設工事及び熱交換器工事を行い、灯油57,000ℓ／年間（平成14年度比）を削減できました。平成19年5月に竣工した西棟増築部分については、自動調光の照明器具、人感センサー付の照明器具を導入し、省エネルギーを推進しています。

また、雨水を貯蔵し、雑用水（トイレ等の排水）に活用し節水を図っています。

東南棟については、平成13年2月と12月に庁舎のトイレ、手洗い等に節水装置を取り付け、節水を図っています。

平成21年は、中央階段照明、平成22年には、地下1階女子更衣室、通路をそれぞれ人感センサー付きの照明器具に変更しています。

また、平成23年度は、議場等の照明及び市民ホールの照明のLED化を行っています。

No.	7-2	事業名	電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減
		担当部門	児童青少年課、生涯学習スポーツ課

電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図ります。

課 名	実施事業数	合計申請件数
児童青少年課	1	13 件
生涯学習スポーツ課	4	120 件

No.	7-3	事業名	公共施設への太陽光発電システムの率先導入
		担当部門	環境生活部 環境政策課

再生可能エネルギーの普及促進を図るため、公共施設に太陽光発電設備を設置しています。

平成23年度設置場所

- ・市立第二中学校校舎屋上（容量30kW）
- ・吉祥寺南町コミュニティセンター屋上（容量5kW）

No.	7-4	事業名	太陽光発電システム
		担当部門	環境生活部 環境政策課（各施設）

下記の公共施設に太陽光発電システムを設置しています。

設置場所	容量	設置時期
市庁舎車庫棟屋上	1.8kW	平成6年4月
千川小学校校舎屋上	0.08kW	平成7年3月
テンミリオンハウスそ〜らの家	3.3kW	平成12年3月
関前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月
0123はらっぱ	20kW	平成13年3月
市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月
本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月
桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月
市民の森公園	3kW	平成14年12月
井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月
第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月
大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月
境南小学校校舎屋上	30kW	平成18年3月
第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月
第五小学校校舎屋上	30kW	平成20年3月
市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月
第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月
市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月
第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月
桜野小学校校舎屋上	10kW	平成22年3月
第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月
第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月
吉祥寺南町コミュニティセンター	5kW	平成24年3月

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

No.	7-5	事業名	燃料電池コージェネレーションシステム
		担当部門	環境生活部 環境政策課

都市ガスと空気中の酸素の反応によって発電と給湯を行う「燃料電池コージェネレーションシステム」を設置しています。

設置場所…大野田小学校 出力…1kW 設置時期…平成17年4月（平成21年4月に入れ替え）

No.	7-6	事業名	公立保育園における「涼」環境
		担当部門	子ども家庭部 保育課

平成14年度より、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境変化への対応と、保育園の子どもたちの発汗機能などの体温調節機能の健全な発達を促すため、夏場の保育室の環境をどのように整備していくかの検討と実践を重ねてきました。

平成15年度以降、下表の通り「涼」環境を創出するための改修等を行い、運用しています。

保育園名	改修等の内容	改修年度
南保育園	I 期（井戸設置、屋根散水、夜間換気、オーニング） II 期（網戸、階段室熱溜り解消ダクト、東西通風、浸透枳）	15
東保育園	網戸設置、通風対策、夜間換気、外壁日射防止策	16
境南保育園	網戸設置、通風対策、オーニング、遮熱カーテン、外壁日射対策ほか	16
吉祥寺保育園	屋上緑化、よしず設置、階段室換気対策、雨水利用貯水タンク設置	17
境南第2保育園	屋上緑化、網戸設置	18

No.	7-7	事業名	焼却廃熱の利用
		担当部門	環境生活部 クリーンセンター

クリーンセンターで発生した蒸気は、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として、有効に利用しています。

利用蒸気量（単位：トン）

年 度	総合体育館等	市庁舎	クリーンセンター 管理棟	クリーンセンター 機械設備
19	8,359	1,478	3,276	1,479
20	5,209	1,369	3,115	1,191
21	5,057	1,249	3,075	809
22	* 4,084	1,440	3,596	611
23	3,345	1,125	3,156	209

* 計器故障のため4月～7月分推定値含む

8 公共施設の建築・工事における環境配慮

No.	8-1	事業名	公共施設の建築・工事における環境配慮	
		担当部門	財務部 都市整備部	施設課 道路課 交通対策課 緑化環境センター 下水道課

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模（契約金額 130 万円以上）の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行っています。

環境配慮事項

①緑化及び生態系の保護
②公害の防止
③省資源、省エネルギー
④新エネルギー等の利用
⑤雨水の利用
⑥再生資源の利用
⑦施設等の長期利用
⑧良好な景観の確保
⑨地球環境の保全
⑩耐震性の確保

該当課	一件130万円以上の工事件数	環境に配慮した件数									
		①緑化及び生態系の保護	②公害の防止	③省資源、省エネルギー	④新エネルギー等の利用	⑤雨水の利用	⑥再生資源の利用	⑦施設等の長期利用	⑧良好な景観の確保	⑨地球環境の保全	⑩耐震性の確保
財務部 施設課	84	0	27	14	1	0	46	27	4	3	12
都市整備部 道路課	24		24				24		5	0	
都市整備部 交通対策課	1		1				1				
都市整備部 緑化環境センター	15	15	15						15	15	
都市整備部 下水道課	21		21			1	21				

※①～⑩の環境配慮事項は、それぞれ細かい項目に分かれています。そのため、環境に配慮した件数の合計は、工事件数を超えています。

5. 環境負荷項目に関する取組

(1) 電気の使用

No.	1	環境目標 担当部門	電気使用量を 20,300,730kWh 以下にする 全部門
-----	---	--------------	-----------------------------------

電気使用量

年 度	使用量 (kWh)	対前年度増減率
平成 19 年度	21,347,660	1%減
平成 20 年度	20,520,236	3.87%減
平成 21 年度	20,141,170	1.85%減
平成 22 年度	20,303,768	0.81%増
平成 23 年度	18,165,811	10.53%減

※平成 23 年度は、夏期・冬期を中心とした節電の取組の成果により、使用量が前年度より大幅に減少しました。
ただし、環境マネジメントシステム（ISO14001）の対象施設が前年度より少なくなった影響もあります。

(2) 紙の使用

No.	2	環境目標 担当部門	コピー用紙の購入枚数を 27,732,723 枚以下にする 全部門
-----	---	--------------	--------------------------------------

コピー用紙及び外注印刷用紙の使用量

年 度	コピー用紙の購入枚数 (枚)	合計枚数 (枚)	対前年度増減率
	外注印刷用紙の使用枚数 (枚)		
平成 19 年度	27,916,757	68,710,017	21.8%増
	40,793,260		
平成 20 年度	26,265,900	61,372,866	10.7%減
	35,106,966		
平成 21 年度	27,296,770	61,315,853	0.09%減
	34,019,083		
平成 22 年度	28,012,852	67,234,544	9.7%増
	39,221,692		
平成 23 年度	27,800,038	69,517,887	3.4%増
	41,717,849		

(枚数はいずれも、A4判に換算した枚数)

(3) 廃棄物等の排出

No.	3	環境目標	廃棄物及び資源物の合計排出量を前年度以下にする
		担当部門	全部門

廃棄物及び資源物の排出量

年 度	廃棄物		資源物		合計
	排 出 量 (袋)	対前年度増減率	排 出 量 (袋)	対前年度増減率	
平成 19 年度	24,936 袋	5.4%減	10,448 袋	8.9%減	35,384 袋
平成 20 年度	24,437 袋	2.0%減	11,067 袋	5.9%増	35,504 袋
平成 21 年度	22,566 袋	7.7%減	10,508 袋	5.3%減	33,074 袋
平成 22 年度	21,971 袋+576kg	0.1%減	10,667 袋+586kg	7.1%増	32,638 袋+1,162kg
平成 23 年度	18,722 袋+435kg	14.8%減	8,743 袋+550kg	18.0%減	27,465 袋+985kg

(排出量は主に指定袋の袋数で把握。1袋=450)

※平成 23 年度は、前年度より排出量が減少しましたが、環境マネジメントシステム (ISO14001) の対象施設が前年度より少なくなった影響が一部あります。

(4) ガソリンの使用

No.	4	環境目標	ガソリン使用量を 57,569ℓ 以下にする
		担当部門	自動車 (ガソリン車) を使用する全部門

ガソリン使用量

年 度	使 用 量 (ℓ)	対前年度増減率
平成 19 年度	52,596	0.5% 減
平成 20 年度	54,427	3.5% 増
平成 21 年度	55,531	2.0% 増
平成 22 年度	58,151	4.7% 増
平成 23 年度	44,594	23.3%減

(5) 軽油の使用

No.	5	環境目標	軽油使用量を 3,834ℓ 以下にする
		担当部門	自動車 (ディーゼル車) を使用する全部門

軽油使用量

年 度	使 用 量 (ℓ)	対前年度増減率
平成 19 年度	5,361	6.2% 減
平成 20 年度	4,539	15.3% 減
平成 21 年度	4,563	0.5% 増
平成 22 年度	3,873	15.1% 減
平成 23 年度	2,909	24.9%減

(6) 灯油の使用

No.	6	環境目標	灯油使用量を 11,146ℓ 以下に抑える。
		担当部門	管財課（本庁舎）

灯油使用量

年 度	使 用 量 (ℓ)	対前年度増減率
平成 19 年度	6,973	54.6%増
平成 20 年度	5,920	15.1%減
平成 21 年度	10,758	81.7%増
平成 22 年度	11,259	46.6%増
平成 23 年度	6,169	45.2%減

※灯油は主に、市役所本庁舎の暖房のボイラーの燃料として使用します。クリーンセンターの焼却廃熱を本庁舎へ導入し、熱源に用いているため、灯油を使用するのは原則、非常時と稼動試験時です。クリーンセンターの定期整備やごみ焼却量の減少等により焼却廃熱の供給量が減ると、灯油の使用が必要となり、使用量が増加します。

(7) ガスの使用

No.	7	環境目標	ガス使用量を 748,729 m ³ 以下に抑える。
		担当部門	ガス空調機を使用する部門

ガス使用量

項 目	使 用 量 (m ³)	対前年度増減率
平成 19 年度	625,345	3.9%増
平成 20 年度	575,027	8.0%減
平成 21 年度	583,512	1.5%増
平成 22 年度	655,282	12.3%増
平成 23 年度	447,691	31.7%減

※ガスは主に空調機に使用しているため、使用量は気候変動により増減します。

※クリーンセンターで焼却のために使用するガスや本庁舎の食堂で使用するガスの使用量も含まれています。

※平成 23 年度は、前年度より使用量が減少しましたが、環境マネジメントシステム（ISO14001）の対象施設が前年度より少なくなった影響が一部あります。

(8) 自動車の天然ガスの使用

No.	8	環境目標	天然ガス使用量を 10,942 m ³ 以下に抑える。
		担当部門	自動車（天然ガス）を使用する全部門

天然ガス使用量

項 目	使 用 量 (m ³)	対前年度増減率
平成 19 年度	17,970	3.3%減
平成 20 年度	16,588	7.6%減
平成 21 年度	9,461	43%減
平成 22 年度	11,053	16.8%増
平成 23 年度	10,087	8.7%減

(9) 排水の排出

No.	9	環境側面	排水の排出
		担当部門	クリーンセンター

クリーンセンターの工場排水は、凝集・沈殿設備、ろ過・吸着除去・中和設備により、有害物質等を取り除き、放流しています。放流水の水質については、分析調査を実施し適切な管理を行っています。

調査項目：水素イオン濃度、水温、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、
nヘキサン抽出物質、フェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガン、総クロム、ヨウ素消費量、
カドミウム、シアン、有機リン、鉛、6価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、
ポリ塩化ビフェニル、フッ素、大腸菌群数、窒素含有量、リン含有量、トリクロロエチレン、
テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン、
1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、
チオベンカルブ、セレン、ダイオキシン類

(10) 排気ガスの排出

No.	10	環境側面	排気ガスの排出
		担当部門	クリーンセンター

施設の稼働により排出される排ガスの各種測定結果は、基準値を下回っています。今後もよりいっそうの適正な維持管理を継続し、環境負荷の低減を図ります。

平成 23 年度排ガス測定結果

測定項目 (単位)	NO _x 濃度 (ppm)	NO _x 排出量 (m ³ N/h)	HCL 濃度 (ppm)	SO _x 濃度 (ppm)	SO _x 排出量 (m ³ N/h)	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
基準値	150	6.14	25	30	おおむね 5 (K 値から算出)	0.03
測定日	1 号炉系統					
23. 6. 1	86	1.6	1.6	<2	<0.04	0.002
23. 9. 7	75	1.2	1.3	<2	<0.03	0.002
23.11.16	76	1.4	1.1	<2	<0.03	<0.002
24. 2. 1	74	1.3	1.6	<2	<0.03	0.002
測定日	2 号炉系統					
23. 4. 6	77	1.4	1.1	<2	<0.03	0.002
23. 7. 6	77	1.4	1.3	<2	<0.03	<0.002
23.10.19	80	1.3	1.0	<2	<0.03	0.003
24. 1.11	86	1.5	1.1	<2	<0.03	<0.002
測定日	3 号炉系統					
23. 5.11	80	1.3	1.1	<2	<0.03	0.003
23. 8. 3	84	1.2	5.0	<2	<0.03	0.003
23.12. 7	89	1.4	<1.1	<2	<0.03	<0.002
24. 3. 7	74	1.3	1.5	<2	<0.03	0.002

※ m³N…ノルマル立方メートル (0℃一気圧における 1 立方メートルのこと)

<…定量下限値未満を表す。

平成 23 年度各種ダイオキシン類測定結果

項目 日付	1号炉排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	2号炉排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	3号炉排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	排水 (pg-TEQ/l)	汚泥 (ng-TEQ/g)
23. 7. 8		0.046		0.59	0.038	0.0053	0.13
23. 7. 28			0.027	0.71	0.013		
23. 8. 12	0.021			1.9	0.025	0.0069	
23. 11. 11	0.011			1.6	0.012	0.00083	0.021
23. 11. 10			0.032	1.6	0.0078		
23. 12. 16		0.04		2.6	0.0054	0.023	
基準	5.0			3.0(注1)	3.0	10.0	3.0

※各種ダイオキシン類の測定結果は、排ガス、排水等の基準（「ダイオキシン類対策特別措置法」）を満たしています。

※ダイオキシン類は、各異性体により毒性が異なるため、換算した値（TEQ）を用いています。

（注1）法律に基づく薬剤による溶出防止対策を施しているため、基準値は適用されません。

周辺6箇所の土壌中のダイオキシン類を調査しました。測定結果は下記のとおりで、環境基準値を下回っています。

平成 22・23 年度土壌中のダイオキシン類測定値

採取場所	所在地及び煙突からの距離（m）	測定値（pg-TEQ/g）		環境基準値
		平成 22 年度	平成 23 年度	
緑町ふれあい広場	緑町3丁目（約130m）	6.8	6.2	1,000
むさしの市民公園	緑町2丁目（約200m）	12	17	
大野田小学校	吉祥寺北町4丁目（約270m）	17	13	
こうちゃん公園	緑町2丁目（約540m）	5.8	4.1	
第五小学校	関前3丁目（約1150m）	12	7.8	
境南小学校	境南町2丁目（約3150m）	8.6	10	

(11) 騒音振動の発生

No.	11	環境側面 担当部門	騒音振動の発生 工務課（浄水場）
-----	----	--------------	---------------------

第一・第二浄水場は、取水（深井戸 27 本）・受水（都水）・配水に伴い騒音が発生します。このため、都環境確保条例（日常生活に関わる騒音基準）により、すべての施設について騒音測定を行いました。

騒音測定値は、第一・第二浄水場及び深井戸のすべての場所において基準値内です。日常の点検等によりさらに騒音の低減に努めています。

6. 環境マネジメントシステム監査

(1) 内部監査

環境マネジメントシステムが、ISO14001の要求事項に適合し、適切に実施されているかを評価するために、内部監査を実施しています。

平成23年度実施内容

- ・ 期間
平成23年10月6日から平成24年1月12日まで
 - ・ 監査結果
 - ・ 不適合事象等
観察事項…4件（様式の作成漏れ3件、薬品の残量と帳簿の記録に不整合があった1件）
軽微な指摘事項…8件（様式の不備7件、様式の作例漏れ1件）
重大な指摘事項…0件
 - ・ 市役所夏期省エネ月間（5月中旬から9月末まで）において、各部署で実施した取組は延べ115件で、電気使用量の削減につなげることができた。
 - ・ 東日本大震災に伴う電力不足に対する対策のため、各部署で様々な工夫を行った。
 - ・ 市立小中学校や市立保育園において、環境教育に熱心に取り組んでいた。
-

(2) 外部認証機関による審査

武蔵野市の環境マネジメントシステムが、ISO14001の規格に適合しているかどうか、外部認証機関による審査を受けます。

平成23年度実施内容

- ・ 審査の種類
更新・システム変更サーベイランス審査（3年に一度の更新審査）
- ・ 期間
平成24年2月13日から平成24年2月15日まで
- ・ 審査結果の概要

ISO14001 規格要求事項の項目	適合		不適合
	向上	維持	
4. 1 一般要求事項		●	
4. 2 環境方針		●	
4. 3 計画			
4. 3. 1 環境側面		●	
4. 3. 2 法的及びその他要求事項		●	
4. 3. 3 目的目標及び実施計画		●	
4. 4 実施及び運用			
4. 4. 1 資源、役割、責任及び権限		●	
4. 4. 2 力量、教育訓練及び自覚		●	
4. 4. 3 コミュニケーション	●		
4. 4. 4 文書類		●	
4. 4. 5 文書管理			
4. 4. 6 運用管理	●		
4. 4. 7 緊急事態への準備及び対応		●	
4. 5 点検			
4. 5. 1 監視及び測定		●	
4. 5. 2 順守評価		●	
4. 5. 3 不適合並びに是正処置及び予防処置		●	
4. 5. 4 記録の管理		●	
4. 5. 5 内部監査	●		●
4. 6 マネジメントレビュー		●	
総合評価	向 上		

- ・ 審査の所見
 - ・ 前回の更新審査後の3年間について、継続的に維持・改善されていることを確認。
 - ・ 1年次・2年次の定期サーベイランス審査報告書に対する組織の対応状況をレビューし、有効性を確認。
 - ・ 適用範囲の変更については、所管業務の移管等によるものであることを確認。

※改善の余地ありとされた項目

4. 5. 5 内部監査

ISO14001の規格は「監査の結果に関する情報を経営層に提供する」ことを求めているが、内部環境監査総括書が環境管理責任者に報告されており、その有効性に疑問がある。

7. マネジメントレビュー

環境マネジメントシステムの適合性及び妥当性、有効性を確実にするため、マネジメントレビューを行い、環境管理統括者がシステムの見直しを実施します。

平成 23 年度マネジメントレビュー

(1) 環境マネジメントシステムの状況

EMS 項目	概 要
1 内部監査結果	不適合及びそれに類似する事象は全 12 件で、昨年度と比べて 12 件減少しました。（もっとも軽微な観察事項も含む。）内訳としては、運用管理と記録の管理に関する観察事項が大半です。夏期の節電等の環境配慮行動も浸透し、各部署において積極的な取り組みが多く見られたため、件数が減少したと推測されます。
2 法的及びその他要求事項の順守評価結果	問題なく遵守されています。
3 外部コミュニケーション	市長への手紙により、218 件の環境に関する問い合わせがあり、前年度と比べて 144 件増加しました。内容としては、身近な生活関連の苦情から地球環境問題に関する意見まで、幅広く寄せられています。また今年度は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射線関係のものが多く寄せられました。
4 組織の環境パフォーマンス並びに目的及び目標達成状況	・節電行動の効果もあり、電気、ガス等エネルギー消費項目はすべて目標値を達成し、エネルギー総体として CO₂排出量を削減することができました。 ・環境基本計画関連の環境目標は、18 項目中 11 項目を達成しました。
5 是正処置及び予防処置の状況	該当はありませんでした。
6 法令等制定改廃状況その他周囲の状況	平成 22 年度から省エネ法及び都環境確保条例が改正され、前年度の公共施設のエネルギー使用量の報告等の義務が発生したため、データ作成及び所管官庁へのデータ提出を行っています。
7 前回の指示事項の対応結果	・各施設の省エネ省資源の目標の見える化について、各部署の効率的な取り組みに資する点も考慮し、検討しました。 ・内部監査の不適合事象の原因追及を深めることについて、内部監査実施前の説明会において事象発生時の原因追及を以前より重点的に実施することを周知しました。また、不適合事象だけでなく環境改善活動に関しても報告を行ってもらうこととしました。
8 改善のための提案	・緊急時の対応について、マニュアル上で ISO 規格の要求事項を満たしていない状況がありました。（外部サーベイランス審査結果より） ・ISO 規格において、組織はいかなる必要な変更も環境マネジメントシステム文書に確実に反映することを要求していますが、現行のマニュアル 25 頁「3. 不適合並びに是正処置及び予防処置」は、その点が明確でなく改善の余地があります。 ・ISO 規格は「監査の結果に関する情報を経営層に提供すること」を求めています。

(2) 環境管理統括者からのシステムの見直しに関する指示

- ・環境方針について、現行の方針を制定してから相当程度の期間が経過しているため、第五期長期計画や関係する個別計画等との整合を考慮し、必要な改定を行うこと。
- ・緊急事態への準備及び対応について、マニュアルの記載を ISO 規格の要求事項を満たすものとする。 （外部サーベイランス審査結果より）
- ・必要な変更がある場合、環境マネジメントシステム文書に確実に反映すること。 （外部サーベイランス審査結果より）
- ・監査の結果に関する情報を経営層に提供すること。 （外部サーベイランス審査結果より）

VI 所管課別の環境施策

課 名	係 名	環境施策名	問い合わせ先	ページ
企 画 調 整 課		地域生活環境指標による環境情報の提供	0422-60-1801	18
広 報 課		市報等による環境情報の提供	0422-60-1804	18
市 民 協 働 推 進 課	市 民 相 談 係	マイクロバスの運行	0422-60-1829	24
総 務 課		機密文書のリサイクルの推進	0422-60-1807	32
管 財 課	管 財 係	庁用車への低公害車の導入の推進	0422-60-1816	30
		庁舎における省エネルギー・省資源の取組		73
生 活 経 済 課	農 政 係	農地保全制度	0422-60-1833	41
		環境保全型農業資器材購入補助制度		42
	消 費 生 活 係 (消費生活センター)	環境情報コーナーの設置	0422-21-2972	18
		グリーンコンシューマー育成事業		28
		消費生活展（くらしフェスタ）		28
		青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組		36
環 境 政 策 課	環 境 政 策 係	武蔵野市の環境保全（年次報告書）	0422-60-1841	18
		むさしの環境フェスタ		23
		環境まちづくり協働事業		24
		環境展・打ち水大作戦等による環境意識の啓発		26
		住宅用太陽光発電設備・住宅用高効率給湯設備の導入促進		27
		グリーン購入の推進		29
		グリーンパートナー事業		29
		事業所向け省エネルギー診断		30
		省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん		30
		生物多様性関連事業		41
		公共施設への太陽光発電システムの率先導入		74
		太陽光発電システム		74
		燃料電池コージェネレーションシステム		75
	公 害 係	玉川上水及び千川上水の水質調査	0422-60-1842	39
		違反屋外広告物の処理		45
		空地の適正管理		49
		工場、建設工事現場の公害防止		50
		市内の大気環境測定		51
		アルカリろ紙による窒素酸化物調査		57
		簡易カプセルによる二酸化窒素調査		58
		交差点環境調査		61
		道路交通騒音・振動調査		62
		地下水汚染対策		66
		有機塩素系溶剤使用事業者の実態調査		66
		市の酸性雨の状況の把握		67
		公害苦情処理		70
		スズメバチ等の駆除		71

課	名	係	名	環境施策名	問い合わせ先				
ごみ総合対策課	計	画	係	啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」	0422-60-1802	33			
				減量指導係	副読本「ごみトコトン減らし読本」	0422-60-1802	19		
					講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発		21		
					むさしの環境フェスタ		23		
					環境美化推進員活動の推進		25		
					クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業		25		
					一般廃棄物処理量の監視		31		
					ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」		33		
					廃棄物の多量排出事業者への指導		34		
					ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰制度		34		
					資源回収団体や事業者への補助金交付		34		
					フリーマーケット		35		
					剪定枝葉の堆肥化		35		
					市の施設における生ごみ堆肥化		35		
					桜堤団地の生ごみ堆肥化		36		
					三駅周辺清掃の実施		46		
					市内一斉清掃の実施		47		
					減量指導係・業務係	ごみの排出状況の監視・指導		31	
				クリーンセンター			環境報告書（クリーンセンター）	0422-54-1221	18
							クリーンセンター施設見学		20
クリーンセンター環境講座		23							
むさしの環境フェスタ		23							
クリーンセンター環境図書コーナー		24							
焼却廃熱の利用		75							
児童青少年課	児童青少年係		親子棚田米作り体験事業	0422-60-1853	21				
			鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業		21				
			むさしのジャンボリー		22				
			「家族で楽しむ！二俣尾自然体験」事業		22				
			ハバロフスク市との青少年交流事業		23				
			子ども自然体験指導者講習会		26				
			中学生・高校生リーダー講習会		26				
			電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減		74				
保育課	管	理	係	公立保育園における「涼」環境	0422-60-1805	75			
				まちづくり推進課	都市計画道路整備の推進	0422-60-1872	45		
				宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導	0422-60-1873	48			
交通対策課	交通企画係			ムーバス等公共交通機関の利用促進	0422-60-1859	44			
				パーク・アンド・バスライドシステム		44			
				駐車場案内・誘導システム		44			
				自転車対策係	放置自転車のリサイクル	0422-60-1860	32		
					自転車駐輪対策		43		
					放置自転車の撤去		43		

課 名 係 名	環境施策名	問い合わせ先	
住 宅 対 策 課	エコライフ体験機器の貸出	0422-60-1905	27
	雨水貯留槽購入助成制度		28
	大規模団地建替えに伴う環境整備の促進		49
	既存住宅の耐震性能向上による耐用年数の延伸		49
道 路 課	調 整 係 狭あい道路拡幅整備	0422-60-1855	47
	整 備 係 生活道路の整備	0422-60-1861	42
		電線類地中化の推進	45
	道 路 管 理 係 舗装の補修	0422-60-1857	47
		遮熱性舗装の整備	48
		透水性舗装の整備	72
下 水 道 課	施 設 管 理 係 雨水浸透施設の設置	0422-60-1868	73
緑化環境センター	緑 化 係 接道部緑化の推進	0422-60-1863	37
		保存樹林・保存樹木・保存生垣制度	37
		市民参加による緑のまちづくりの推進	37
		地域の緑を保全する意識の醸成	37
		緑化に関する指導要綱の推進	38
		森林整備等の実施	41
	公 園 係 借地公園、環境緑地の整備促進	0422-60-1864	38
		住区基幹公園、都市基幹公園の整備	38
		水際の環境整備	40
用 地 課		公共用地取得後の適正管理	48
水 道 部 総 務 課		節水の広報	0422-54-5176
		森林整備等の実施	72
工 務 課	給 水 係 直結給水の推進	0422-52-0735	71
	浄 水 場 係 揚水量の確保		71
	工 務 係 耐震管網の整備		72
	維 持 管 理 係 漏水防止対策の実施		72
教 育 企 画 課	財 務 係 学校緑化の支援	0422-60-1895	38
指 導 課		セカンドスクール・プレセカンドスクールの実施	0422-60-1897
		小中学校における環境学習の実施	20
生涯学習スポーツ課	生 涯 学 習 係 遠野市家族ふれあい自然体験事業	0422-60-1902	21
		森林体験教室	22
		電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減	74
図 書 館		除籍資料リサイクルコーナーの設置	0422-51-5145
		図書交流センター	32

平成 23 年度版 武蔵野市の環境保全
ー環境施策に関する年次報告書ー

平成 24 年 8 月 発行
武蔵野市 環境生活部 環境政策課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28
TEL0422-60-1841 Fax0422-51-9197
E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp